

第2節 課題別の取組状況

日本は、政府開発援助大綱において、貧困の削減、持続的な経済成長への支援、地球規模で広がる課題への取組、平和の構築といった各課題を掲げ、前節で説明した「目的」および「基本方針」に基づいて、重点的に取り組むこととしています。特に、開発途上国自身の自助努力支援、民間経済活動

の活性化を通じて持続的な経済成長を図り、貧困の削減を図ることは、日本が援助を実施していく上で重要な課題の一つであり、東アジアにおける開発の経験にも示されています。本節では、上記各課題に対する最近の日本の取組について説明します。

1. 持続的成長

貧困削減を達成するためには、開発途上国の経済が持続的に成長し、雇用が増加することにより収入が増加し、生活の質も改善されることが不可欠で

す。日本は、開発途上国の持続的成長に向けた努力を積極的に支援しています。

(1) 経済社会基盤(インフラ)

< 実績 >

2007年度の実績は以下のとおりです。

有償資金協力(円借款):約9,448億円(21か国)
 運輸分野:約3,819億円
 エネルギー分野:約1,298億円

無償資金協力:約276億円(40か国)
 運輸分野:約190億円
 エネルギー分野:約56億円
 通信分野:約31億円

< 現状 >

貧困削減のためには、貧困層に直接影響を与えるような貧困対策や社会開発分野の支援のみならず、経済成長を通じた持続的成長が不可欠です。日本は従来、開発途上国の発展の基盤となる経済社会基盤(インフラ)整備を重視しています。都市と農村地域との交流拡大、災害からの安全確保や海外との貿易・投資を促進するための道路、港湾、空

港といった運輸、通信などのインフラ整備、教育、保健、安全な水・衛生、居住の場の確保、病院や学校などへのアクセス改善のための基礎社会サービスの拡充に資するインフラ整備、そして、農水産物市場や漁港、農道など地域経済の活性化を目指す小規模インフラの整備などは、開発途上国が経済発展する上で非常に重要な役割を果たします。

< 日本の取組 >

日本のインフラ整備に関する取組としては、例えば、ベトナムとの間で2001年度、ホーチミン国際空港ターミナル建設のための円借款供与の署名を行い、2007年度、同空港が開港しました。これにより、年間700万人の旅客需要に対応できるようになりました。また、ウガンダに対しては、2007年度から、アフリカ開発銀行と協調し、アフリカ最大級の民活電力事業

であるブジャガリ水力発電所に連結する送電線と変電所の新設および増設のための円借款計画を実施しています。これにより、この地域における電力不足の解消とともに、この発電所に対する民間の投資リスクを大幅に軽減する役割を担っており、地域の持続的成長を支援しています。無償資金協力では、2007年度、エルサルバドルとホンジュラスの国境橋

(日本・中米友好橋)の建設の支援を決定しました(注11)。この協力は、2005年度から円借款によって建設されたラ・ウニオン港との相乗効果により、域内流通を活性化することが期待されています。

また、インフラを開発途上国における適切な開発政策に基づき整備し、持続的に管理・運営するためには、それらに対応しうる人材の育成が不可欠です。技術協力による支援では、国土計画や都市計画の策定、建設した施設を維持管理・運営する技術者の育成、維持管理・運営に必要な機材供与など幅広い協力を行っています。

ベトナム南部では、円借款により新規大水深港湾であるカイメップ・チーバイ港を整備しつつ、民間事

業者がこれら港湾施設を効率的に運営するための技術協力を行っています。これは、援助手法間の連携の一例といえます。



日本の協力により建設されたホーチミン国際空港

(2) 政策立案・制度整備

< 現状 >

開発途上国の持続的成長のためには、経済社会基盤の整備とともに政策立案、制度整備や人づくりといった観点からの支援が必要です。政府開発援助大綱は、開発途上国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築に対する支援を重要政策と位置

付けています。これを受け、政府開発援助に関する中期政策では具体的な措置として、汚職の撲滅、法・制度の改革、行政の効率化・透明化、地方行政の行政能力の向上を支援する方針を定めています。

< 日本の取組 >

政策立案・制度整備支援の一環として、特定のプロジェクトではなく、途上国の財政に資金を投入する政策・制度改善支援を実施しています。例えば、日本は2004年度以降、インドネシアに対し、世界銀行やアジア開発銀行と協調して開発政策借款(DPL^(注12))を供与しています。開発政策借款では、インドネシア政府によるマクロ経済の安定化、投資環境の改善、公共財政管理、汚職撲滅などのガバナンス分野における改革推進や貧困削減などの改革努力を支援しています。また、2007年度は、インドネシアにおける自然災害への政策面での対応強化支援のための円借款^(注13)も供与しました。さらに、2008年度の動向として、インドネシアに対し、「クールアース・パートナーシップ」に基づいた円借款として3億ド

ルの気候変動対策プログラム・ローンを実施しました。

☞「クールアース・パートナーシップ」については、第I部第2章(8ページ)を参照してください。

このほかには、例えば、2008年度、ベトナムに対して貧困削減支援貸付の供与(第6次)を決定し、ベトナムの投資環境の改善や下水道の料金徴収制度の確立、国営企業改革、補助金削減による政府支出の改善といった政策面における制度改善を支援しています。

民主的发展のための支援も実施しています。これまでも法制度、司法制度、行政制度、公務員制度、警察制度などの各種制度整備や組織強化支援、選挙支援、市民社会の強化、女性の地位向上支

注11：日本・中米友好橋建設計画

注12：DPL: Development Policy Loan

注13：災害復興・管理セクタープログラムローン

援などの取組を行ってきました。行政支援としては、汚職の防止や統計能力の向上、地方行政能力の向上を図り、タイ、カンボジア、バングラデシュ、パキスタンといったアジア諸国のみならず、パラグアイ、ホンジュラスなど中南米やタンザニア、ザンビアなどアフリカ諸国への協力も行っています。例えば、ガーナでは、公務員制度の能力強化を行うため、2007年度から人事委員会に対して専門家を派遣し、実務研修などを行っています。

国内治安維持の要となる警察機関の能力向上については、制度づくりや行政能力向上への支援など人材育成に重点を置きつつ、日本の警察による国際協力の実績と経験を踏まえた知識・技術の移転と、施設整備や機材供与を組み合わせた支援を実施しています。2002年度以降、インドネシアにおける警察改革支援として専門家の派遣や研修員の受入を行っており、文民警察として国民に信頼される日本の警察の姿勢や事件捜査、鑑識技術の移転を目指しています。このほか無償資金協力により無線機器や交番、鑑識機材などを供与しており、無線通信網の整備により市民からの通報に迅速な対応が可能となり、また物証に基づく薬物捜査技術が向上するなど、市民生活の安全に貢献しています。



(写真提供:JICA)

2007年度には、法の支配を確立するための社会基盤を整備することを目的として、ベトナム、カンボジア、中国、インドネシア、モンゴルなどの市場経済移行国を中心に法制度整備を支援しました。具体的には、法案起草・改正、立法化への支援および法曹

人材の育成のための法整備の支援を行っています。カンボジアでは、民法・民事訴訟法の起草作業に対する支援を実施しました。民事訴訟法については、2006年の成立・公布を経て2007年7月に適用が開始され、民法についても2007年12月に成立・公布されました。これらの法律を適切に運用する人材を育成するため、カンボジア王立裁判官・検察官養成校に対し支援を実施し、カリキュラム・教材の改訂を行いました。今後は新カリキュラムで学んだ同校の卒業生がカンボジア各地で活躍することが期待されています。ベトナムでは、これまでの支援の中で成立・改正された民法や民事訴訟法をはじめとする法令の運用が適切に行われるよう、裁判実務の改善により焦点を当てて支援しています。また、ウズベキスタンでは、倒産法の解釈・運用の統一を目指し、作成の支援を行ってきた倒産法注釈書が2007年3月にロシア語で発刊され、ウズベク語、英語、日本語への翻訳が行われています。さらに中国では、独占禁止法や市場流通法など経済法分野や民事訴訟法など基本法分野の改正に向けた支援を実施しています。国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI^(注14))では、2007年10月から11月にかけて汚職防止刑事司法支援研修を実施し、アジア地域を中心とする開発途上国11か国から13名の参加を得て、汚職の現状および刑事司法上の対応に関する問題点と対策などの検討を行いました。

また、2008年1月の第13回海外経済協力会議では、「法制度整備支援について」との議題の下、途上国への法の支配の定着や持続的成長のための環境整備、日本との経済連携強化などの点で大きな意義を有する法制度整備支援を海外経済協力の重要分野の一つとして、戦略的に進めていくべきであることで一致しました。この会議では、重点地域・重点分野を選定した上で、関係省庁との連携の下、対象国、分野、支援方法、実施時期および今後のニーズ発掘などについて、基本的な計画を作成することとしています。日本政府は、中国、東ティモール、モンゴルでこれらについての現地調査を行いました。

注14：UNAFEI: United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders

(3) 人づくり

< 実績 >

2007年度の実績は以下のとおりです。

技術協力^(注15)

研修員受入:31,015人^(注16)

専門家派遣:6,422人^(注17)

青年海外協力隊派遣:4,199人

その他ボランティア:1,295人

< 現状 >

「国づくりは人づくりからはじまる」といわれますが、人づくりへの支援は日本の援助の重要な柱の一つです。人づくりへの支援は、開発途上国の発展に直接寄与する人材育成のみならず、「人」と「人」との交流を通じた相互理解の促進や、開発途上国の将来を担う青少年や各界指導者との人間関係の構築を通じて、二国間関係の増進にも大きな役割を果たします。また、日本の援助の基本理念である開発途上

国の自助努力(オーナーシップ)を強化する上でも極めて重要な要素です。

開発を担う人材の育成のためには、基礎教育のみならず、高等教育、技術教育、職業訓練、行政など実務の研修など様々な分野での支援を進めることが必要です。また、より低コストで質の高い協力を行うため、遠隔研修などを通じた情報通信技術を積極的に活用しています。

< 日本の取組 >

● 高等教育・職業技術訓練などにおける支援

高等教育分野での支援では、開発途上国の高等教育施設の整備、運営管理能力向上支援、教育・研究能力向上などを技術協力により行っています。例えば、東南アジア諸国連合(ASEAN)に対しては、一国を超えた地域内の高等教育機関のネットワーク化を実施し、教育・研究能力の向上を支援しています。職業技術訓練分野においては、職業訓練の質の向上や労働市場ニーズに適した訓練の実施を目的とした協力を行っており、2007年度はスリランカ、ルワンダ、トルコ、ガーナなどに技術協力を行いました。具体的には、スリランカに対しては情報通信、メカトロニクス、金属加工などの分野で、ルワンダに対しては、情報工学、通信工学、代替エネルギーの各分野の専門家を派遣し、現地での技術移転や日本もしくは第三国での研修員受入を行いました。さらに、アフガニスタン、スーダンなどの国々において、就業や起業を通じて生計の向上につながる、基礎的な技術訓練も行っています。

また、開発途上国の労働組合関係者や使用者団体関係者などに対して、労使協調などに関する研修やセミナーなどを開催しています。これらの事業を実施することにより、各国企業の長期的な労使関係の安定、各国企業と日本の事業者との取引の安定および経済連携のための人材能力の構築にも寄与しています。



(写真提供:JICA)

注15：内訳：研修員受入、専門家派遣については、註釈がない限りは、JICA分のみ。

注16：内訳：JICA(22,247人)、経済産業省(4,928人)、厚生労働省(3,742人)、国土交通省(98人)

注17：内訳：JICA(5,948人)、経済産業省(437人)農林水産省(2人)、国土交通省(35人)

● 貿易・投資人材および市場経済化支援

人づくりの一環として、人材育成を通じて貿易・投資環境を整備する支援を行っています。この分野では、中小企業の産業振興や鉱物資源開発のための人材育成を行っており、近年は産業基盤制度整備や生産性向上などの管理技術、さらに工業化に伴う環境・エネルギー関連の協力にまで及んでいます。このほかにも、日本貿易振興機構(JETRO^(注18))や海外技術者研修協会(AOTS^(注19))などを通じて、各分野の専門家派遣や研修員受入、セミナーの開催などを実施しているほか、知的財産権保護や基準・認証、物流効率化、環境・省エネルギー、産業人材育成などの制度整備、「アジア標準」の構築に向けた支援も行っています。

また、東南アジアや中央アジアなどの市場経済移行期にある国に対しては、市場経済化への改革努力に対する支援の一環として、「日本人材開発センタ

ー(通称:日本センター)」を設置し、企業経営や起業知識などの日本の知見や経験を教える場として活用しています。これまでに、カンボジア、ベトナム(ハノイ、ホーチミン)、ラオス、モンゴル、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ウクライナにおいて事業を実施中です。



(写真提供:JICA)

● 世界に支持されている日本方式

日本が持つ技術には、飽くことなき品質向上へのこだわりやユーザー第一主義、時間や約束の厳守、作業工程の改善のための自己努力、安全や環境に対する配慮などといった日本の価値観があります。これらの価値観は、開発途上国においても新たな標準として受け入れられている場合があります。例えば、日本の円借款で建設されたインドのデリー地下鉄では、日本式の工事現場における安全確保の取組や工事の時間管理の技術が現地に伝えられました。その結果、今では、インドの地下鉄関係者の間では「ノウキ(納期)」という言葉が使われています。

日本の様々な組織の現場では、現場で働く人たちによるミーティングを通じて、日々、改善に向けた努

力が行われています。この「改善」という考え方についても、開発途上国に受け入れられています。モンゴルでは、「モンゴル日本人材開発センター」のビジネスコースの受講者が、自発的に「カイゼン協会」を設立し、企業の改善を推進し、具体的な売上げの向上や新製品の開発などの成果を上げています^(注20)。1961年に設立され、日本に本部を置いている国際機関であるアジア生産性機構(APO^(注21))においても、各加盟国の生産性本部のネットワークを通じた「カイゼン」や「5S(整理、整頓、清掃、清潔、しつけ/習慣化)」の概念を加盟国に普及させる活動を実施しているほか、これらの概念を踏まえた生産性向上のための様々な取組が行われています。

注18：JETRO:Japan External Trade Organization

注19：AOTS:Association for Overseas Technical Scholarship

注20：例えば、ウグージ社(菓子パン製造会社)は、過去最高のパンの売上げを記録し、またフグジルトレード社(化粧品会社)は新製品(ウェットティッシュ)の開発により売上げを飛躍的に伸ばした。

注21：APO:Asia Productivity Organization

(4) 情報通信技術(ICT)^(注22)

< 実績 >

2007年度の実績は以下のとおりです。

無償資金協力:約31億円(5か国)

技術協力

研修員受入:449人^(注23)

専門家派遣:113人^(注24)

協力隊員等派遣:3人

< 現状 >

ICTの普及は、産業の高度化、経済の生産性の向上などを通じて持続的な経済成長の実現に寄与します。また、ICTの積極的な活用は、政府の情報公開の促進や、放送メディア設備支援などを通じた民主化の土台となるガバナンス改善、利便性・サービス向上による市民社会の強化といった面でも重要な意義を持っています。

この反面、ICTを活用可能な人々とそうではない人々との格差が顕在化してきています。この格差は、先進国・開発途上国間の経済的格差を一層増幅させるだけでなく、国内における経済格差をさらに助長してしまう可能性を秘めています。近年その格差の解消を図ることがきわめて重要な課題となっています。

< 日本の取組 >

ICT部門は基本的に民間主導で発展する分野です。そのため、政府開発援助による協力は、情報格差が引き起こす貧困問題などの拡大回避や自由な情報取得による民主的社会づくり支援のため、開発途上国における通信・放送インフラなどの構築およびそのための法整備や人材育成など、民間部門には馴染まない分野を中心としています。

2007年度は、いまだ民族別の教育システムを用いているボスニア・ヘルツェゴビナにおいて、情報教育分野での共通カリキュラムの導入を促し、ひいては、民族融和を促進するための技術協力を開始しました^(注25)。また、フィジーに本部を置く南太平洋大学に対し、情報通信技術に関する研究・教育・訓練を行うための施設などを供与しました。



パソコンの操作方法をアドバイスする青年海外協力隊員(バブアニューギニア)
(写真提供:JICA)

注22：ICT:Information and Communication Technology

注23：内訳:JICA(247人)、総務省(202人)

注24：内訳:JICA(112人)、総務省(1人)

注25：IT教育近代化プロジェクト

(5) 貿易・投資の円滑化

< 現状 >

開発途上国の持続的な経済成長のためには、民間セクターの主導的な役割が鍵となるため、貿易・投資などの民間活動が活性化されることが重要です。しかし、民間投資を呼び込むための環境整備

において、途上国政府が実行しなければならない政策は膨大であり、多くの場合、自力での対処が困難です。そのため、二国間や多国間による支援が必要となります。

< 日本の取組 >

政府開発援助やそれ以外の公的資金(OOF^(注26))などを活用して、開発途上国のインフラ整備、制度構築、人材育成などの支援を行っています。また、貿易も相手国の発展にとって重要です。例えば、先進国の市場へのアクセスに関しては、特に開発途上国の製品の輸入時において一般の関税率よりも低

い税率を適用する一般特惠関税制度(GSP^(注27))が重要な役割を果たしており、同制度を通じた開発途上国の輸出能力・競争力の向上が国際的に重視されています。特に、後発開発途上国(LDC)の貿易・投資の円滑化や市場アクセスの確保のため、様々な取組を実施しています。

● 多角的自由貿易体制の強化に向けた協力

多角的自由貿易体制の維持・強化を目的とした世界貿易機関(WTO^(注28))では、150か国を上回る全加盟国のうち、約5分の4が開発途上国です。経済活動を貿易に依存している日本のみならず、開発途上国にとっても、グローバル化による貿易・投資を通じた経済成長の機会が飛躍的に増大しています。2001年に立ち上げられた「WTOドーハ・ラウンド交渉(ドーハ開発アジェンダ)」では、多角的自由貿易体制への参画による開発途上国の開発促進を重視しています。

2007年度には約5,000万円をWTOに設けられた信託基金に拠出し、開発途上国のWTO協定履行・交渉参加能力向上などを支援しています。また、WTOを含む6国際機関が設立した「統合フレームワーク(IF^(注29))」に参加し、後発開発途上国の貿易関連の技術支援を行っています。さらに、主に途上国の民間セクター支援という観点から、国際貿易センター(ITC^(注30))信託基金に対し、2007年度に新たに約800万円を拠出しました。

● 開発イニシアティブ

現在、WTO、世界銀行、OECDなどの様々な国際フォーラムにおいて、「貿易のための援助(AFT^(注31))」に関する議論が活発化しています。このような流れの中で、日本は、貿易の促進を通じての開発途上国の開発を目指し、2005年に「開発イニシアティブ」を発表し、貿易を構成する「生産」、「流通・販売」、「購入」の各局面で、後発開発途上国(LDC^(注32))の製品の市場アクセスの改善や政府開発援助を組み合わせ



アフリカの一村一品運動から生まれた数々の製品 (写真提供:時事)

注26：OOF:Other Official Flows

注27：GSP:Generalized System of Preferences

注28：WTO:World Trade Organization

注29：IF:Integrated Framework

注30：ITC:International Trade Centre

注31：AFT:Aid For Trade

注32：LDC:Least Developed Countries

せ、総合的かつきめ細やかな協力を実施しています。その例としては、LDC諸国に対する無税無枠措置の拡充や一村一品運動への支援が挙げられます。2007年に日本から「開発イニシアティブ」ハイレベル・ミッションが派遣されたマダガスカル・ケニア・ザンビアの3か国では、先方の大統領や閣僚などの政府関係者から日本の取組について一様に高い評価と感謝の意の表明がなされ、このイニシアティブが開発途上国の期待によくこたえるものであることが改

めて確認されました。LDCに対する無税無枠の市場アクセスの推進は、MDGsやLDC行動計画などの国連の場でも議論されています。日本は、2007年にLDCに対する無税無枠措置の対象品目を8,859品目まで拡大させた結果、品目数では約98%、貿易額では99%超が無税無枠での輸入が可能となり、2005年の香港閣僚宣言で当面の目標としていた97%を達成しました。

● 経済連携の推進

近年、日本が積極的に推進している経済連携協定(EPA^{注33})は、伝統的なモノの貿易に加え、投資ルールの整備、サービス貿易の自由化、自然人の移動、政府調達、知的財産権の保護、競争政策、ビジネス環境整備などの幅広い分野における取組を包括的に扱っています。これによって、日本と相手国の経済連携が進むだけでなく、相手国の経済成長を促すという重要な意義があります。そこで、政府開発援助に関する中期政策では、日本が経済連携を推進しているアジア地域をはじめとする開発途上国の各国・地域に対し、経済連携による効果を一層引き出すために、政府開発援助を戦略的に活用し、貿易・投資環境や経済基盤の整備を支援していくこととしています。

具体的には、貿易・投資に関連する諸制度の整備や人材育成支援、知的財産保護や競争政策などの分野における国内法制度構築支援、税関の能

力強化支援、ICT、科学技術、中小企業、エネルギー、農業、観光、環境といった分野の支援など、様々な分野における協力を行っています。2007年11月に発効したタイとの経済連携協定との関係では、同国の優先育成産業である自動車・部品産業について、自立的に裾野産業の人材育成に取り組むことができるように、日・タイ官民四者で、研修実施体制整備のプロジェクトを進めています。JICAやJETROなどの連携の下、プロジェクト全体の運営管理、機材供与、政府への助言のために専門家を派遣するほか、現地日系企業を中心として、タイ人の指導者育成、技能検定制度の整備を行います。

 このプロジェクトの詳細は、63ページのコラムも参照してください。

また、両国の農協間の協力を推進しており、タイの農産物の品質改善にかかる研修や、農村における指導者の育成を支援しています。

(6) そのほかの公的資金や民間部門との連携

< 現状 >

最近の国際的援助潮流においては、日本が従来から主張してきた「成長を通じた貧困削減」が重視されるようになっていきます。2008年に開催されたG8開発大臣会合や第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)、G8北海道洞爺湖サミットにおいても途上国の経済成長の重要性およびその促進のための民間セクターの役割の重要性が確認されました。民間企業の投資は、経済成長にとって不可欠であるのみなら

ず、雇用創出や税収増加といった政府開発援助だけでは得られない開発効果をもたらすことから、途上国の首脳からも政府開発援助のみならず、日本企業からの投資への期待が多く寄せられています。東アジアなどでは、日本の政府開発援助などによるインフラ整備や人材育成が民間セクターによる事業展開や投資を促進させ、これらの地域の経済成長を牽引する要因の一つとなってきました。

注33：EPA：Economic Partnership Agreement

一方、民間企業が開発途上国において事業の展開を図る場合、しばしば基礎インフラや法制度の未整備、優秀な現地労働者の安定的確保の困難、戦争・内乱・政治不安などの困難に直面します。

これらの困難を軽減するために、政府開発援助

やその他の政府資金で民間の活動を側面支援し、民間企業による事業展開(直接投資)と政府開発援助などとの連携(官民パートナーシップ)を強化し、途上国の持続的経済成長に官民一体となって取り組むことが求められています。

● 官民連携への期待

外務大臣からの諮問を受け開催されている「国際協力に関する有識者会議」が2008年1月に発表した中間報告、日本貿易会が同年3月に発表した「わが国の国際協力のあり方について」の意見書、さらに日本経済団体連合会が同年4月に発表した提言「今後の国際協力のあり方について—戦略的視点

の重視と官民連携の強化—」などにおいて、政府開発援助が日本の重要な外交手段であり、グローバル化が進む中で日本の経済成長にも貢献することが述べられるとともに、途上国の開発、成長のための官民連携の必要性和有効性について高い期待が寄せられています。

● 官民連携の推進

政府は、経済団体などからの各種提言を踏まえ、経済界と連携して官民連携促進の具体策の検討を行い、2008年4月、政府開発援助などと日本企業との連携強化の新たな施策「成長加速化のための官民パートナーシップ」を発表しました。この施策では、官民双方に有意義なパートナーシップを構築し、重要な対外政策を共有し、途上国の開発に官民一体となって取り組むことを目的としており、具体的には、①官民連携に関する民間からの提案案件の採択、実施(官民連携相談窓口を外務省、財務省、経済産業省、JICAに設置)、②政府開発援助関係省庁およびJICAなど実施機関と経済界との定期的な政策対話の実施、③途上国における官民連携の促進(現地日系企業が参画する「拡大現地ODAタスクフ

ォース」の設置)を柱としており、既に実施されています。

 民間企業との連携については、[140ページ](#)も参照してください。

なお、JICAでは、民間、特に、NGOなどの民間団体が有するノウハウを活用するため、技術協力のプロジェクト形成段階において調査内容について広く提案を募集する「民間提案型」プロジェクト形成調査を2007年度に開始しました。このほか、民間の活力を積極的に活用するため、新規に45件の技術協力のプロジェクトを民間団体に委託しています。ほかにも、NGOなどへ委託するケースも見られるようになり、多様な団体のノウハウの活用が進んでいます。

(7) 債務問題への取組

< 現状 >

開発途上国が債務として受け入れた資金を有効に利用し、将来的に成長が実現するなど、返済能力が確保される限りにおいては、債務は経済成長に資するものです。しかし、返済能力が乏しく過剰に債務を抱える場合には、債務は開発途上国の持続的成長の阻害要因となり、大きな問題となります。

債務の問題は、債務国自身が改革努力などを通じて自ら解決しなければならない問題ですが、過大な債務が開発途上国の発展の足かせになってしまうことは避けなければなりません。2005年のG8グレンイーグルズ・サミットでは、重債務貧困国(HIPCs^(注34))が国際通貨基金(IMF^(注35))、国際開発協会(IDA^(注36))およびアフリカ開発基金に対して抱える債務を100%削減するとの提案に合意がなされました^(注37)。最貧国の債務問題に関しては、これまでに33か国のHIPCsが拡大イニシアティブ^(注38)の適用を受けていますが、経済・社会改革などへの取組が一定の段

階に達した結果、2007年度末には、そのうち23か国で包括的な債務削減が実施されています。

また、重債務貧困国以外の低所得国や中所得国についても、重い債務を負っている国があり、これらの負担が中長期的な安定的発展の足かせとならないように適切に対応していく必要があります。2003年、パリクラブ^(注39)において、「パリクラブの債務リストラに関する新たなアプローチ」(エビアン・アプローチ)が合意されました。エビアン・アプローチでは、重債務貧困国以外の低所得国や中所得国を対象に、従来以上に債務国の債務持続可能性に焦点を当て、各債務国の状況に見合った措置が個別に検討されます。債務の持続可能性の観点から見て、債務負担が大きく、支払い能力に問題がある国に関しては、一定の条件を満たした場合、包括的な債務救済措置がとられることになりました。

< 日本の取組 >

開発途上国で債務問題が発生することがないように十分配慮して援助を行うとともに、債務問題が発生している国については、債務国自身の努力により中長期的な成長が達成され、債務返済能力が回復することが必要であるとの立場を基本としながら、国際的な枠組の中で問題解決に取り組んでいます。例えば、パリクラブにおける合意を受けた債務の繰延^(注40)、免除、削減などの措置によって、債務救済

措置に協力しています。また、G8グレンイーグルズ・サミットにおける拡大イニシアティブに基づき、2003年度以降、約5,000億円の債務免除を行っています。2007年度は、シエラレオネに対して約39億円の円借款の債務免除を行いました。日本は、債務免除が債務国の貧困削減などに有益なものになるよう貧困削減戦略文書(PRSP^(注41))の下で、モニタリングを行うこととしています。

注34：HIPC：Heavily Indebted Poor Countries

注35：IMF：International Monetary Fund

注36：IDA：International Development Association

注37：マルチ債務救済イニシアティブ(MDRI：Multilateral Debt Relief Initiative)

注38：1999年のケルンサミットにおいて合意されたイニシアティブ。重債務貧困国に対する既存の国際的な債務救済イニシアティブをさらに拡充し、債権の100%の削減などを行うこととしたもの。

注39：特定の国の公的債務の繰延に関して債権国が集まり協議する非公式グループ。フランスが議長国となり、債務累積国からの要請に基づき債権国をパリに招集して開催されてきたことから「パリクラブ」と呼ばれる。

注40：債務の繰延とは、債務救済の手段の一つであり、債務国の債務支払の負担を軽減するために、一定期間債務の返済を延期する措置。

注41：PRSP：Poverty Reduction Strategy Paper

(8) 文化復興・振興

< 実績 >

2007年度の実績は以下のとおりです。

無償資金協力

一般文化無償資金協力:約17.9億円
(14件、14か国)

草の根文化無償資金協力:約2億円
(35件、27か国)

技術協力

研修員受入:19人^(注42)

< 現状 >

開発途上国では、その国の文化の振興に対する関心が高まっており、多くの国では、文化の側面を含めた国づくりの努力がなされています。また、歴史的な文化遺産は、未来に向けて保護していかななくてはなりません。文化遺産の保存は民族の誇りなどを育むほか、世界的に貴重な文化遺産を観光資源などに有効活用することによって、住民の所得向上の効

果が期待されます。しかし、多くの開発途上国においては、既存の文化施設や遺産の保全・修理に容易に予算を割くことができない状況にあり、このような遺産の保全状態は必ずしも良好とはいえません。これらの文化遺産は、開発途上国のみならず、人類全体にとってかけがえのないものであり、国際社会全体の課題として取り組む必要があります。

< 日本の取組 >

開発途上国の文化振興や歴史的遺産の保全のため、様々な取組を実施しています。国際的にもあまり例を見ない文化を対象とした文化無償資金協力では、開発途上国の文化や高等教育の振興のための協力を行っており、世界各国で高い評価を得ています。例えば、2007年度、モンゴルの自然史博物館に展示および視聴覚機材整備のための資金を供与しました。また、トルコにおいては考古学博物館建設のための資金供与を行い、この地域の遺跡保護や観光資源としての活用が期待されます。このほかにも、草の根文化無償資金協力を通じてエルサルバドル工科大学の人類学博物館展示機材整備やギニア国立博物館の修繕を行うなど、民族の歴史や伝統文化に対する探求心と自尊心を育む支援を行いました。

また、十分な保存や修復が実施されていない途

上国の文化遺産への協力として、国連教育科学文化機関(UNESCO)に文化遺産保存日本信託基金を設立し、2007年度までに約5,340万ドルを拠出しています。この基金では、文化遺産の保存・修復作業、そのために必要な専門家の派遣や機材供与、事前調査、人材育成などを行っており、例えば、カンボジアのアンコール遺跡やチリのイースター島におけるモアイ像をはじめとする32件の遺跡の保存・修復を実施してきました。一方、民族などの舞踊や伝統芸能、伝統工芸、口承文芸などの無形文化財についても、UNESCOに無形文化財保存・振興日本信託基金を設立し、継承者の育成や記録保存などの保存・振興事業を行っています。この基金への拠出は1,257万ドルとなっており、2007年度末で、45件のプロジェクトが実施されています。

注42：文部科学省

2. 社会開発への支援

開発途上国の貧困削減のためには、持続的成長に向けた経済的な取組に加え、教育や保健などの基礎社会サービスを受けられないことや、性別による社会的格差(ジェンダー格差)、意思決定過程への参加機会がないことに対する社会的、政治的な取組を行っていく必要があります。世界共通の開発

目標であるミレニアム開発目標(MDGs)でも、初等教育の普及、保健の改善やジェンダー平等の推進などが8つの目標の中に掲げられ、国際社会は2015年までの達成を目指して努力しています。以下では、日本の社会開発分野での支援について説明します。

(1) 教育

< 実績 >

2007年度の実績は以下のとおりです。

有償資金協力(円借款):146億円(1か国)

無償資金協力:約145億円(28か国)

技術協力

研修員受入:1,447人

専門家派遣:496人

協力隊員等派遣:317人

< 現状 >

教育は、それぞれの国の経済社会開発において重要な役割を果たすとともに、一人ひとりが自らの才能と能力を伸ばし、尊厳を持って生活することを可能にします。しかし、世界には、様々な理由から、今なお学校に通うことのできない子どもたちが7,200万人以上もあり、そのうち女子が約6割を占めています。また、最低限の識字能力を持たない成人も7億7,400万人にのぼり、その3分の2は女性です^(注43)。

このような状況の改善に向け、国際社会は、1990年以降、すべての人に基礎的教育の機会を提供する「万人のための教育^(注44)」の実現に取り組んでいます。2000年に採択されたダカール行動枠組みの一部(初等教育の完全普及の達成およびジェンダー平等)は、ミレニアム開発目標(MDGs)にも盛り込まれており、国際社会全体がこれらの目標達成のために努力しています。

< 日本の取組 >

日本は、従来から「国づくり」と「人づくり」を重視し、開発途上国における基礎教育、高等教育および職業訓練の拡充に向けた支援に加え、日本の高等教育機関への留学生受入などを通じた幅広い分野における人材育成支援に取り組んでいます。留学生の受入については、2008年1月、福田康夫総理大臣(当時)の施政方針演説において「留学生30万人計画」が表明され、政府として留学生交流を拡大するための具体的な取組を進めていくこととしています。

また同月、ダボス会議にて、福田総理大臣(当時)は、人間の安全保障の観点から、G8北海道洞爺湖サミットでの重要議題の一つとして「開発・アフリカ」を取り上げ、「保健・水・教育」に焦点を当てて取り組むことを発表しました。これを踏まえ、2008年4月、高村外務大臣(当時)は「万人のための教育—自立と成長を支える人材育成のために—」と題する政策演説を行い、「万人のための教育」およびMDGs達成のためには、質・量両面における基礎教育のさらな

注43：(出典)UNESCO「EFAグローバル・モニタリング・レポート2008」(2008)

注44：万人のための教育(EFA: Education for All):1990年にタイのジョムティエンで開催された「万人のための教育世界会議」において、基礎教育(生きるために必要な知識・技能を獲得するための教育および基礎的学習のニーズを満たすための教育)がすべての子ども、青年、成人に提供されねばならないことが確認された。

る充実、基礎教育を超えた多様な教育段階の支援強化、教育と他分野との連携、内外を通じた全員参加型の取組を重視すべきとのメッセージを発信しました。その具体的な取組として、2008年からの5年間で、①アフリカで約1,000校、約5,500教室の建設、②全世界で約30万人(うちアフリカで10万人)の理

数科教員の能力向上、③アフリカ1万校の学校運営改善を通じた100万人以上の生徒の学習環境改善に取り組むことを表明しました。

 日本の教育分野におけるアフリカ支援については第Ⅱ部第2章(33ページ)を参照してください。

● 基礎教育における取組

日本は「万人のための教育」の達成に向けた努力を支援しています。2002年に日本が発表した「成長のための基礎教育イニシアティブ(BEGIN^(注45))」に基づき、教育機会の確保、質の向上、そしてマネジメント改善の三点を重点項目として、学校建設などのハード面の支援と教員養成などのソフト面の支援を組み合わせた支援を実施しています。また、EFAダカール行動枠組みの達成に困難を抱える低所得国を支援するため、教育分野(留学生支援、職業訓練などを含む)2,500億円以上の支援を実施してきました。2007年度には、マリにおいて低就学率の原因となっている教育環境の不備を改善するため、教室やトイレの建設を無償資金協力で行いました^(注46)。また、バングラデシュにおいて、小学校の理数科教育の強化のため、算数や理科の教師用指導

書の開発や当該指導書を活用した小学校教員などへの研修を行いました。この教師用指導書は、その有効性が認識され、バングラデシュ全国の小学校に配付されることとなりました。

また、「2015年までの初等教育の完全普及」などを目指す国際的な支援枠組みであるファスト・トラック・イニシアティブ(FTI^(注47))では、日本は、多くの開発途上国に対して二国間援助や国際機関を通じた支援を実施するとともに、FTIの関連基金に対して拠出を行っており、2007年度については、計240万ドルを拠出しました。また、日本は、2008年1月からG8議長国としてFTI共同議長国を務め、FTIの議論に深く関与しており、4月には東京においてFTI実務者会合および関連会合を1週間にわたって開催しました。

● 自立と発展につながる教育

日本は、基礎教育のみならず、技術教育や高等教育を通じて、その国の経済を支える人材の育成や社会基盤の底上げ支援を行っています。例えば、現地の雇用状況に合った技術教育の実施、産業界との効果的な連携、女性の自立に向けた小規模融資と組み合わせた職業訓練の支援を行っていま

す。高等教育分野でも、その量・質の拡充とともに、近年では、国境を越えた高等教育機関のネットワーク化の推進や、一国のみならず周辺地域各国との共同研究、研修・留学などの多様な制度を通じて途上国の人材育成を支援しています。

● 理数科・理工系教育支援

理数科教育は、開発途上国が科学技術の進歩や経済・社会の発展を実現するために不可欠です。また、人間の探究心や論理的思考、創意工夫・発明力を創造することによって、豊かな人間性を育む役割も担っています。日本は、明治以降の教育の近代化とともに、科学技術振興に向けた理数科教育による人材育成によって発展してきました。こうした経



青年海外協力隊員として理数科教育を行う現職教員(マラウイ)
(写真提供:柿良樹)

注45：BEGIN: Basic Education for Growth Initiative

注46：第3次小学校建設計画

注47：FTI: Fast Track Initiative、EFAダカール行動の枠組みやMDGsに含まれている「2015年までの初等教育の完全普及」の達成などを目指す国際的な支援枠組みで、2002年4月に設立された。

験に基づき、開発途上国の理数科・理工系教育の質の改善に積極的に取り組んでいます。また日本の理数科教育支援は、アフリカにおける理数科教育強化のための域内連携ネットワーク(SMASE-

WECSA^(注48)、中南米における算数大好きプロジェクト^(注49)など、各地域での広域協力へと発展しています。

● 紛争終結後の国づくりにおける教育への支援

紛争終結後の国づくりにおいて、教育は復興の基盤となるばかりでなく、相互理解を促進し平和の礎ともなるものです。また、個人の能力開発を行うことにより、個人が外部の脅威から自らを守る力をつけるという、人間の安全保障を推進する観点からも重要です。例えばアフガニスタンでは、2005年度から識字教育や除隊兵士の社会復帰のための技能訓練などを支援しています。2007年度にも、紛争予防・平

和構築無償資金協力としてアフガニスタンにおける識字教育体制を整備するため、^{ユネスコ}UNESCOを通じ、識字教材開発・制作、識字用教員トレーナーの育成などの支援を行いました。また、スーダン、エリトリア、ルワンダなどの紛争終結国においても、基礎的な職業訓練などを通じて貧困層の人々の生計向上を支援しています。

● 教育研究関係者の知見および現職教員の活用

日本は、国内の大学が持つ「知」(研究成果や高度人材育成機能)を国際協力に役立てることで、開発途上国の持続的発展に貢献することを目指す「国際協力イニシアティブ」を推進しています。主な取組として、日本の教育研究関係者が持つ知見をもとに国際協力に有用な教材やガイドラインなどを作成し、それらを広く活用できるよう公開しています。また、日本の教育経験を活かした国際協力を進める上で、現職教員が途上国において協力活動に従事することは非常に有益です。このため、「青年海外協力隊現職教員特別参加制度」^(注50)により現職教員の青年海外協力隊への参加を促進しています。2002年度以来、累計511名の現職教員が派遣され、開発途上国での教育協力活動の場で活躍しています。

また、帰国後には、国内の教育現場でその経験を活かしています。

さらに、2008年度の動向として、2008年4月、開発途上国における科学技術に関する知見の蓄積と人材育成を促進するため、政府開発援助の一部を活用し、途上国側との国際共同研究を促進させる取組が開始されました。この取組では、環境・エネルギー、防災、感染症対策などの地球規模課題の克服のため、外務省が文部科学省と協力し、日本と途上国の大学や研究機関との国際共同研究を促進する仕組みを立ち上げました。

 地球規模課題に対応する科学技術協力については、80ページの囲みを参照してください。

注48：SMASE-WECSA: Strengthening of Mathematics and Science in Education Project in Western, Eastern, Central & Southern Africa、現在30か国以上のアフリカ諸国が参加している。

注49：ホンジュラスの算数指導力向上プロジェクト(PROMETAM: Proyecto de Mejoramiento de Enseñanza Técnica en el Área del Matemática)を中心とした支援。

注50：文部科学省がJICAに推薦した教員は、一次選考の技術試験が免除され、また日本の学年にあわせて、派遣前訓練開始から派遣終了までの期間を4月から翌々年の3月までの2年間(通常2年3か月)とするなど、現職教員が参加しやすい仕組みとなっている。

(2) 保健医療・福祉

< 実績 >

2007年度の実績は以下のとおりです。

無償資金協力:約133億円(36か国)

技術協力

研修員受入:4,619人^(注51)

専門家派遣:757人

協力隊員等派遣:316人

< 現状 >

多くの開発途上国の人々は、先進国であれば日常的に受けられる基礎的な保健医療サービスを依然として受けることができずに苦しんでいます。予防接種制度や衛生環境などが整備されていないために、感染症や栄養障害、下痢症などの回避可能な原因によって、毎日2.5万人以上の子どもの5歳未満で命を落としています。また、助産師などの専門技能者によ

る緊急産科医療にかかれなために、毎年50万人以上の妊産婦が命を落としています^(注52)。ミレニアム開発目標(MDGs)では、保健医療分野の目標として、乳幼児死亡率の削減、妊産婦の健康の改善、感染症などのまん延防止の3つが掲げられています。

 感染症については、82ページも参照してください。

< 日本の取組 >

日本は従来から国際保健分野において様々な取組を行ってきました。2000年のG8九州・沖縄サミットでは、サミット史上初めて途上国の感染症問題が主要議題の一つとして取り上げられました。2000年度から2004年度には、包括的な感染症対策支援として、「沖縄感染症対策イニシアティブ(IDI)」が発表され、日本は、総額約58億円を拠出しました。このG8九州・沖縄サミットを契機に、感染症問題への国際社会の関心が高まり、2002年には、「世界エイズ・結核・マラリア対策基金」が設立されました。日本はこれまでに約8億5,000万ドルを拠出するなど、三大感染症対策に貢献しています。さらに、2005年に開催された「保健関連MDGsに関するアジア太平洋ハイレベル・フォーラム」にて日本は、「『保健と開発』に関するイニシアティブ(HDI^(注53))」を発表し、2005年度から2009年度までの5年間に50億ドルの支援を行うことを表明しました。このイニシアティブの下、人間の安全保障の視点を重視しつつ、三つの保健関連MDGsへの直接的な対策に加えて、保健医療システムの整備のほか、ジェンダー平等のための支援、教

育、水と衛生、病院施設などのインフラ整備などの分野横断的取組を行うことによって、包括的な保健医療支援を実施しています。

開発途上国における保健医療支援では、直接的な疾病に対する支援のみならず、保健医療の基盤強化も重要です。この考え方に基づき、開発途上国の実情に即した保健医療制度の構築、地域保健医療の強化、予防活動の強化、保健医療に携わる人材の育成、保健医療インフラの整備などを支援しています。例えば、タンザニアでは、モロゴロ州をモデル地区として選定し、地域の実情を踏まえた計画策定やモニタリング評価にかかる保健行政官の能力向上を支援しました^(注54)。モロゴロ州での成果は、タンザニアの地方保健行政システムにおける障害となっている州保健行政の運営能力を高めることに成功した好事例として、タンザニア政府から高い評価を受けました。現在はこの経験を踏まえて、タンザニア全土を対象を拡大し、州保健行政の能力強化に取り組んでいます^(注55)。

注51：内訳：JICA(4,605人)、厚生労働省(10人(感染症対策))、農林水産省(4人(感染症対策))

注52：(出典)UNDP“Human Development Report”(2003)

注53：HDI:Health and Development Initiative

注54：モロゴロ州保健行政強化プロジェクト

注55：州保健行政システム強化プロジェクト

● 母子保健に関する支援

母子保健を取り巻く問題は、医療サービス、医療制度、公衆衛生から、母親となる女性を取り巻く社会環境まで多岐にわたっています。開発途上国、特に後発開発途上国(LDC^(注56))においては、妊産婦の健康の改善、乳幼児の死亡・疾病の低減、性感染症・HIV/エイズへの対策が急務となっています。2008年5月の第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)の横浜行動計画では、今後日本が1,000か所の病院および保健センターの改善を支援していくことが発表されました。2007年度、アフリカのベナン最大の母子病院であるラギューン母子病院において適正かつ衛生的な医療活動が可能になることを目的として、病院施設および機材の強化を行いました^(注57)。

👉 日本の保健分野におけるアフリカ支援については、[第II部第2章\(30ページ\)](#)を参照してください。

妊産婦の健康の改善については、助産師・看護師など母子保健サービスに従事する人材の育成、緊急産科の体制整備、緊急産科施設への物理的・社会的アクセスの確保(道路の整備や、女性が

● 関係機関との連携

日本は、2002年以降、「保健分野における日米パートナーシップ」に基づき、米国国際開発庁(USAID^(注59))との間で、効率的・効果的な援助実施のため、人事交流や合同での調査、評価などを行っています。セネガルでは、2005年度からJICAとUSAID、国連人口基金(UNFPA^(注60))、NGOとの連携を通じて、青年カウンセリングセンターの設置、啓発活動を全国で展開^(注61)しています。また、政府は保健分野に知見を有するNGOとの連携を進めています。

2007年8月、東南アジア諸国連合(ASEAN)事務局および世界保健機関(WHO)などの協力を得て、ASEAN10か国から社会福祉および保健・医療政策を担当する行政官を招へいし、第5回ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催しました。この会合では、地域における高齢者の福祉および保健サービスの提供、福祉と保健の連携、人材

適切な産科診療を受けることのできる社会環境づくりなど)に対する支援を実施しているほか、望まない妊娠の低減のために、家族計画の教育・情報提供、避妊法・避妊具(薬)の普及、思春期人口への教育の推進などへの支援にも取り組んでいます。

乳幼児の死亡・疾病の低減については、乳幼児の死亡原因となりうるポリオ、はしか、破傷風などの疾病に対する予防接種や、蚊帳の配布などのマラリア対策を支援しています。また、小児下痢症に対し経口補水液の普及を図った基礎医療サービス支援も実施しています。深刻なHIV/エイズの母子感染の対策として、保健サービスや情報へのアクセスを考慮し、例えば妊娠・出産にかかわる健康管理のため、性感染症対策や自発的な検査とカウンセリング(VCT^(注58))活動を行うなどして、多方面からの配慮と包括的なアプローチで支援を行っています。例えば、2006年度以降、シリアのアレッポ県において、妊産婦の健康の状況を改善するための支援を行っています。

育成、地域開発に焦点を当て、各国の状況、対応策、モデル事例といった情報・経験が共有され、今後のASEAN諸国の取組に向けて建設的な提言が行われました。



ユニセフが支援するアツア病院で患者と対話する御法川信英外務大臣政務官(ガーナ)

注56：LDC：Least Developed Countries

注57：ラギューン母子病院整備計画

注58：VCT：Voluntary Counseling and Testing

注59：USAID：United States Agency for International Development

注60：UNFPA：United Nations Population Fund

注61：エイズ・性感染症対策、家族計画

(3) 水と衛生

< 実績 >

2007年度の実績は以下のとおりです。

有償資金協力(円借款):2,543億円(10か国)
無償資金協力:約246億円

技術協力

研修員受入:257人

専門家派遣:127人

< 現状 >

水と衛生の問題は人の生命にかかわる重要な問題です。世界保健機関(WHO)と国連児童基金(UNICEF)^(注62)によれば、上水道や井戸などの安全な水を利用できない人口は2006年に世界で約10億人います。さらに水と衛生の問題により年間約150万人の幼い子どもの命が奪われています。また、世界で約25億人が下水道などの基本的な衛生施設を利用できない状況にあり、うちアジアが約18億人、サブ・サハラ・アフリカが約5億人となっています。

このような状況を反映し、国連はミレニアム開発目標(MDGs)の中で「安全な飲料水および基本的な衛生施設を継続的に利用できない人の割合を2015

年までに半減する」という目標を掲げるとともに、2005年から2015年を「『命のための水』国際の10年」として様々な取組を進めています。例えば、国連持続可能な開発委員会(CSD^(注63))は、水、衛生施設および人間居住を特定テーマとして取り上げ集中的に討議してきました。また、国連「水と衛生に関する諮問委員会」での第4回世界水フォーラム(2006年3月)の機会に「橋本行動計画(Hashimoto Action Plan)」^(注64)を発表しました。また、G8北海道洞爺湖サミットでは、2003年のG8エビアン・サミットで策定された水に関するG8行動計画を再活性化することが宣言されました。

< 日本の取組 >

日本は、水と衛生の分野では、従来から国際社会の中でも最大規模の支援を行うなど、大きな貢献をしています。2003年の第3回世界水フォーラムでは「日本水協力イニシアティブ」を発表し、水分野の支援における包括的な取組を表明しました。また、2006年の第4回世界水フォーラムでは、水と衛生分野で国際機関、ほかの援助国、内外のNGOなどとの連携を強化し、一層質の高い援助を追求するため、「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ(WASABI^(注65))」を発表しました。

国際的なパートナーシップの強化のため、日本は、「きれいな水を人々へ」イニシアティブに基づき米国との連携を進めています。現在、インドネシア、インド、フィリピン、ジャマイカの4か国において、米国国際開発庁(USAID^(注66))との間で試験的な協力が行われています。フィリピンでは、USAIDと協調して技術協

力を行っているほか、円借款により支援を受けたフィリピン開発銀行による融資とUSAIDの保証制度を組み合わせた事業を「地方自治体・上水道事業計画」として実施し、水・衛生事業への民間投資の促進を図っています。

WASABIの下では、水利用の持続可能性の追求のため、治水・利水をはじめ統合的に水を管理していくための総合的な取組を推進しています。例えば、インドのオリッサ州では、下水道施設や雨水排水施設の整備などを行い、貧困層を含む住民の衛生・生活環境の改善を図るための円借款供与^(注67)を行っています。また、同州では、上下水道事業の運営・維持管理業務を州政府から地方自治体に移管(権限委譲)するなどのセクター改革が進められており、このための行動計画がUSAIDの支援によって策定されています。

注62：(出典)UNICEF, WHO “Progress on Drinking Water and Sanitation”(2008)

注63：CSD:Commission on Sustainable Development

注64：国連「水と衛生に関する諮問委員会」の初代議長が橋本龍太郎元総理大臣であったことから、「橋本行動計画」と名付けられた。

注65：WASABI:Water and Sanitation Broad Partnership Initiative

注66：USAID:United States Agency for International Development

注67：オリッサ州総合衛生改善計画

● 水の防衛隊

TICAD IVにおいて、福田総理大臣(当時)は、「水の防衛隊」構想を発表しました。この構想は、安全な水を安定的に供給することができないアフリカ諸国などに日本の技術者などを派遣し、より多くの人々が生活水を安定的に入手できるようにすることを目的としています。具体的には、地下水掘削、ポンプ技術、配水管管理などの分野に関し、青年海外協力隊やシニア海外ボランティア、調査団により技術者を派遣することが想定されています。2008年8月、タン

ザニア、エチオピア、セネガルに「水の防衛隊」を具体化するための調査団が派遣されました。同調査団は、各国における上水道の現状やこれまで日本が実施してきた技術協力などに関して調査を行い、関係政府機関などから情報を収集し、さらに、具体的な協力の内容について協議・検討を行いました。今後、この構想に基づいた具体的なプロジェクトの始動を目指しています。

(4) 農業・農村開発／水産

< 実績 >

2007年度の実績は以下のとおりです。

有償資金協力(円借款):約756億円(6か国)

無償資金協力:約155億円(29か国)

貧困農民支援:約57億円

水産無償資金協力:約46億円

技術協力

研修員受入:5,116人^(注68)

専門家派遣:1,110人^(注69)

協力隊員等派遣:274人

< 現状 >

開発途上国の貧困層は4人のうち3人という割合で農村地域に居住しており、生計を主に農業に依存しています^(注70)。ミレニアム開発目標(MDGs)は、「2015年までに飢餓に苦しむ人口の割合を1990年の水準の半数に減少させる」など貧困削減および飢餓の撲滅を主要目標に掲げており、持続可能な経済成長を通じた貧困削減のためには、農業や農村開発が不可欠です。特にアフリカ地域の飢餓状況

は深刻で、サブ・サハラ・アフリカの人口の3分の1にあたる約2億人が飢餓に苦しんでいるといわれています^(注71)。この問題を解決するためには、開発途上国が持続的に食料を生産・供給できるような体制の整備が必要です。また、持続可能な食料確保のための水産業の振興支援も課題の一つとなっています。

👉 日本の食料分野におけるアフリカ支援については、[第Ⅱ部第2章\(38ページ\)](#)を参照してください。

< 日本の取組 >

日本は食料不足に直面している開発途上国に対して、危機回避のための短期的な取組として食糧援助を行っています。また、飢餓を含む食料問題を生み出している原因の除去および予防の観点から、開発途上国の農業生産性の向上に向けた努力を中長期的に支援する取組も並行して進めています。

日本の農業分野における援助量は、国際的に高い水準にあります。日本の過去5年間(2002年～

2006年)の農林水産分野における援助額は、DAC加盟国の中でも最大であり、この分野における全援助額の約29%を占めています。

日本の知見を活かした取組としては、効率的な水利用と農民の自助努力の促進のため、農民の組織化に対する支援を実施しています。これは、日本の農民参加型水管理組織(土地改良区制度)を参考に、安定的な農業用水の確保および効率的な水利用

注68：内訳：JICA(4,907人)、農林水産省(209人)

注69：内訳：JICA(724人)、農林水産省(376人)

注70：(出典)世界銀行「世界開発報告2008～開発のための農業～」(2008)

注71：(出典)FAO「世界の食料不安の現状2006年報告」(2006)

を図るため、低コスト・節水型の末端かんがい設備の整備手法の技術移転を行いながら、維持管理を農民自身が行うことを目指しています。2007年にはベトナム^(注72)、フィリピン^(注73)などをはじめとするアジアモンスーン地域の水田地帯において、農民参加型水管理組織の育成や能力強化に関する技術協力を実施しました。タイにおいては、既に日本の協力により農民水管理組織が設立され、農民主体の運営が開始されており、効率的な水利用が図られています。

す。

また、国際機関との連携も進めており、国連食糧農業機関(FAO^(注74))、国際農業開発基金(IFAD^(注75))、国際農業研究協議グループ(CGIAR^(注76))、国連世界食糧計画(WFP^(注77))、世界銀行などの国際機関を通じた農業分野への支援も積極的に行っています。

👉 日本の食料支援については、86ページを参照してください。

● 農業分野における砂漠化対策

急速な人口増加や貧困問題などによって家畜の過放牧や過耕作、干ばつの頻発などにより、乾燥地域の土地が劣化し、農業生産性が低下、水資源が不足する土地の急激な砂漠化が進行しています。日本は、これまで、マリ、ブルキナファソ、ニジェール、エチオピア、モンゴルなどに対して、砂漠化の進行状況の把握や原因分析、砂漠化の進行が著しい現地の実証圃場での試行を通じて、農業・農村開発

に向けた協力を行ってきました。2007年度には、中国の新^{しんきよう}疆ウイグル自治区において、過放牧により天然草地の85%が砂漠化の危機にひんしている状況を改善するため、牧畜民への有効な水利用技術、栽培技術、畜舎飼育技術などの技術普及体制を整備する協力^(注78)を開始しました。これらの協力を通じ、牧畜民の生計向上による貧困削減や草地の持続可能な管理を目指しています。

● ネリカ稲の開発・普及

アフリカにおける農業生産性向上の具体的な取組の一つに、高収量のアジア稲と病気・雑草に強いアフリカ稲を交配し、病気に強く高収量の品種であるネリカ稲(NERICA^(注79))の開発・普及支援があります。日本は、ネリカ稲の開発拠点であるアフリカ稲センター(WARDA^(注80))の活動を支援しているほか、UNDPやFAOを通じて普及事業に対する支援を行っています。また、ウガンダやベナンへのネリカ稲普及のための専門家の派遣、アフリカ各国で実施するネリカ栽培試験への支援などを通じて、2007年度末までに18か国でネリカ稲の普及も進めています。その結果、ギニアやウガンダにおいて、農家レベルでのネリカ稲栽培が広がっており、周辺国でもネリカ稲栽培が始まっています。

ネリカ稲の普及支援を強化するためには精米所の不足といった収穫後処理、稲作関係者の人材育

成、干ばつ対策としての補助かんがい方法の確立、優良種子や肥料へのアクセスの向上などに取り組むことが重要となります。



農業試験場において作業指導をするJICA専門家(ウガンダ)
(写真提供: JICA)

注72：農業生産性向上のための参加型水管理推進計画

注73：水利組合強化支援プロジェクト

注74：FAO: Food and Agriculture Organization of the United Nations

注75：IFAD: International Fund for Agricultural Development

注76：CGIAR: Consultative Group on International Agriculture Research

注77：WFP: World Food Programme

注78：新疆天然草地生態保護と牧畜民定住プロジェクト

注79：NERICA: New Rice for Africa

注80：WARDA: West Africa Rice Development Association

● 水産分野での取組

日本は、漁業面における日本との友好関係の強化と開発途上国の水産業の発展に貢献するため、水産分野での支援も実施しています。これまでに、水産業に關係するインフラ整備や漁業訓練センターへの訓練機材などの供与を行っているほか、漁業・養殖業などの技術協力、地域漁業団体を通じた零細漁民の所得向上のための支援を行っています。ガボン政府からの要請に基づき、2005年度から2007年度末にかけて、ガボン内陸部住民への十分なたんばく質の供給のため、テラピア魚の養殖技術向上のための協力を行いました。このプロジェクトでは、財

団法人海外漁業協力財団(OFCF Japan^(注81))を実施団体とし、機材供与や専門家を派遣しました。また、2006年度および2007年度に無償資金協力により、中南米のセントビンセントおよびグレナディーン諸島のオウイア湾において漁業の安全性確保、水揚げ作業の効率化のため、防波堤の整備などを支援しました^(注82)。オウイア湾は、波浪条件が厳しく、ハリケーンの襲来地帯でもあり漁業活動の基本施設が整備されていない状況でしたが、この支援により、水揚げ量の増加、漁業者の労働環境の改善が期待されています。

(5) 社会的性差(ジェンダー)

< 現状 >

開発途上国における社会通念や社会システムは、一般的に、男性の視点に基づいて形成されていることが多いため、女性は様々な面でぜい弱な立場に置かれています。さらに、世界の貧困層の約7割

は女性であるといわれています。開発途上国の持続的な開発を実現していくためには、男女の均等な開発への参加と受益を図る必要があります。

< 日本の取組 >

男女共同参画の重要性を踏まえ、二国間および多国間の枠組みにおいて、開発途上国の女性の地位向上のための様々な取組を行っています。

2005年、1995年に策定されたWomen in Development(WID:開発と女性)イニシアティブを抜本的に見直しGender and Development(GAD:ジェンダーと開発)イニシアティブを新たに策定しました。このイニシアティブでは、女性の教育、健康、経済・社会活動への参加のみならず、男女間の不平等な関係や、女性の置かれた不利な経済社会状況、固定的な男女間の性別役割・分業の改善などを含む、あらゆる分野においてジェンダーの視点を反映することを重視しています。また、「開発におけるジェンダー主流化」^(注83)の推進のため、政策立案、計画、実施、評価のすべての段階にジェンダーの視点を取り入れるための方策を示しています。

また、日本が国連開発計画(UNDP)内に設立した日・UNDPパートナーシップ基金では、例えば、主に女性によって無報酬で担われている「ケア」(育児、

介護、食事の支度など、人のケアにかかわる労働)を経済学的にあらわしたケア・エコノミーという概念を用いて、ジェンダーの課題を洗い出し、政策提言を行うことを目指しています。さらに、ケア労働について、国際機関や研究機関と協働で調査・分析、シンポジウムなどを通じた政策提言や広報活動を展開しています。こうした取組を通じて、マクロ経済・国際金融政策の中でケア労働が国家経済や貧困削減にどのように貢献しているかを正當に評価することを目指しています。2007年からナイジェリアにおいて、貧困層女性の生活向上のための調査研究や研修、職業訓練事業を行っている女性開発センターへの協力を行っています。この技術協力プロジェクトでは、貧困層女性の生活向上のための十分な現状把握、識字や衛生、保健教育、収入向上といった貧困女性のニーズにあわせた活動、女性がそれらを学ぶことに対する家族の理解を得るための啓発活動などを実施するため、専門家の派遣や研修員の受入を行っています。

注81：Overseas Fishery Cooperation Foundation of Japan

注82：オウイア水産センター整備計画

注83：ジェンダー主流化とは、あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するための手段。GADイニシアティブでの「開発におけるジェンダー主流化」とは、「すべての開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、すべての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていこうプロセス」と定義。

3. 地球的規模の問題への取組

地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、人口、食料、エネルギー、災害、テロ、国際組織犯罪といった問題は、一国だけの問題ではなく、国境を越えた地球的規模の問題であり、人間の生存に

かかわる脅威となっています。国際社会の安全と繁栄の確保に資するため、日本は国際協力を通じてこの問題に取り組み、同時に国際的な規範づくりに積極的な役割を果たしていく方針です。

(1) 環境問題

< 実績 >

2007年度の実績は、以下のとおりです。

有償資金協力(円借款):約4,158億円(10か国)

無償資金協力:約240億円(34か国)

技術協力

研修員受入:2,511人

専門家派遣:189人^(注84)

協力隊員等派遣:431人

< 現状 >

環境問題は、未来の人類の繁栄のためにも、国際社会全体として取り組んでいく決意が必要です。1970年代から国際的に議論されている環境問題ですが、1992年の国連環境開発会議「地球サミット(UNCED^(注85))」、2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD^(注86))」での議論を経て、その一層の

重要性が国際的にも確認されています。また、環境・気候変動については、2008年7月に開催されたG8北海道洞爺湖サミットにおいても主要テーマの一つとして、建設的な議論がなされました。

 気候変動問題における日本のリーダーシップについては、第Ⅰ部第1章8ページを参照してください。

< 日本の取組 >

● 地球温暖化対策

2008年1月、福田総理大臣(当時)は「クールアース推進構想」を発表し、2013年以降の枠組み構築へ積極的に参加し、温室効果ガスの排出削減と経済成長を両立させ、気候の安定化に貢献しようとする

途上国を支援するクールアース・パートナーシップを提案しました。また、米国や英国とともに主導して世界銀行の下に「気候投資基金(CIF^(注87))」を創設し、日本は最大12億ドルを拠出することを表明しました。

● 環境汚染対策

日本は、国内の公害問題に取り組む過程で多くの経験と技術を蓄積しており、それらを活用して開発途上国の公害問題への対応に協力しています。特に、急速な経済成長を遂げつつあるアジア諸国を中心に、都市部での公害対策および生活環境改善(大気汚染、水質汚濁、廃棄物処理など)への支援の重点化を進めています。2007年度には、モンゴ

ルのウランバートル市で急速な人口増加などによりゴミの排出量が急増し、大きな問題となっていたことから、処分場の新規建設、ゴミ収集運搬用機の無償供与などを行い、住民の生活環境の改善に貢献しました^(注88)。また、同市において、JICA、地球環境ファシリティ(GEF^(注89))、フィンランド政府などによる技術支援と連携し、導入設備の運用、維持管理の支

注84：内訳：JICA(188人)、農林水産省(1人)

注85：UNCED：United Nations Conference on Environment and Development

注86：WSSD：World Summit on Sustainable Development

注87：CIF：Climate Investment Funds

注88：ウランバートル市廃棄物管理改修計画

注89：GEF：Global Environment Facility

援を行うことで、実施機関の能力強化を図っています。加えて、アジア地域においてははまだ十分な対策が講じられていない石綿について、その使用状況

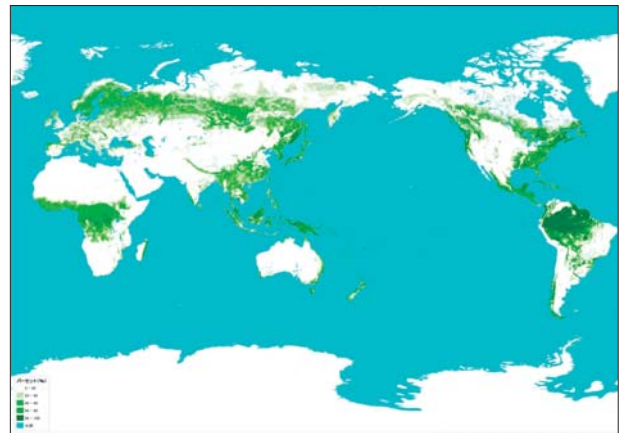
などの調査を行い、アジア地域における石綿対策の推進のための取組を進めています。

● 自然環境保全

日本は、住民の貧困削減を考慮しつつ開発途上国の自然保護区などの保全管理、持続可能な森林経営の推進、砂漠化対策および自然資源管理に対する支援を実施し、それらの支援を通じ、途上国における生物多様性の保全を図っています。生物多様性条約の下では、2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという「2010年目標」が設定されており、この目標達成に向けてさらなる努力が求められています。例えば、エチオピア国南西部地域に位置しているベレテ・ゲラ地域は、クロヒョウやブルーモンキーが生息する貴重な森林生態系を有する地域ですが、近年では農地開発や違法伐採などにより、森林が減少・劣化しており、早急な対策が求められています。日本は技術協力として、エチオピアに対して、2003年度から3年間かけて、住民による森林管理組合の組織化、州政府との森林管理契約によって住民参加型の森林管理体制の整備支援を行ってきました。2006年度からは、住民参加型の森林管理体制をベレテ・ゲラ森林地域全体に普及するための活動に取り組んでいます。森林保全と地域住民の収入向上への取組の一環として支援してきたコーヒー豆栽培については、2007年、国際NGOであるレインフォレスト・アライアンスによる「森林コーヒー認証」の取得に成功し、市場価格よりも高価で販売することが可能になりました。このように日本は、自

然環境保全と地域住民の収入向上の両立にも貢献しています。

また、日本は、地球環境の現状と変化を把握するために各国の国家地図作成機関が協働して地球全体の地図を整備する「地球地図プロジェクト」に主導的役割を果たしています。地球地図は環境モニタリングや食料対策、水資源、土地利用などにおける各種将来予測のほか、大規模災害発生時の利用など様々な分野での利用が可能です。2007年度は昨年度に引き続き、アフリカにおいて地球地図の活用などに関するセミナーを開催するとともに、2008年3月には教育関係者や環境・防災NGOなどを対象にした「地球地図シンポジウム」を開催しました。



地球地図プロジェクトによる植生地図

● 国際社会との協調

世界的な取組として、国際的な資金メカニズムであるGEFや「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」に基づく多数国間基金(MLF^(注90))などが設立・運営されています。日本は、これら国際的な基金の活用や国際熱帯木材機関(ITTO^(注91))などの国際機関を通じて積極的な取組を進めています。例えば、ITTOを通じてアジア・大洋州や中南米、アフリカの熱帯林の持続可能な経営の促進お

よび熱帯木材の国際貿易の発展のために、2007年度は27のプロジェクトに対し、約742万ドルの支援を行いました。また、モントリオール議定書に基づく多数国間基金を通じ、中国やインド、モンゴルなどに対して、オゾン層破壊物質の全廃に向けた政策立案支援、代替物質・代替技術への転換や技術者の訓練などを行っています。

注90：MLF：Multilateral Fund for the Implementation of the Montreal Protocol

注91：ITTO：International Tropical Timber Organization、ITTOは1986年に設立された日本（横浜）に本部を有する国際機関。熱帯林の持続可能な経営の促進および熱帯木材の国際貿易の発展を目的としている。生産国33か国、消費国27か国の計60か国および欧州委員会が加盟しており、世界の熱帯林の約80%、熱帯木材貿易量の約90%以上をカバーしている。

(2) 感染症

< 実績 >

☞ 感染症に関する日本の実績については、保健医療・福祉分野の実績(70ページ)を参照してください。

< 現状 >

HIV/エイズ、結核、マラリアの三大感染症をはじめとする感染症は、開発途上国の国民一人ひとりの健康問題にとどまらず、今や開発途上国の経済・社会開発への重要な阻害要因となっています。2007年のエイズによる死亡者数は全世界で約200万人となり前年に比べ減少したものの、新規のHIV感染者数は引き続き拡大傾向にあります(注92)。また、世界のHIV感染者の3分の2、エイズによる死亡者の4分の3以上がサブ・サハラ・アフリカで発生しています(注93)。結核は、世界の人口の約3分の1に当たる20

億人が感染しており、2006年には166万人が死亡しています(注94)。また、全体の半数はアジアで発生していますが、サブ・サハラ・アフリカにおける発症・死亡率が増えています。さらに、世界の約2億4,700万人がマラリアの感染リスク地域に居住し、年間死亡者数は80万人を超えるといわれています(注95)。感染症は、グローバル化の進展に伴い人やモノの移動が容易になったことから、国境を越えて他国にも広まる可能性が高くなり、地球的規模の問題として、国際社会が協力して対処すべき課題となっています。

< 日本の取組 >

2005年、日本は、保健分野に関連するMDGs達成への貢献を目標にした『保健と開発』に関するイニシアティブ(HDI(注96))を発表し、このイニシアティブに基づき、感染症対策を含む保健医療分野に対し、2005年度から2009年度末までに50億ドル程度の包括的な支援を行っています。また、日本は、HDIをアフリカで具現化するため、2006年に策定された「アフリカ感染症行動計画」に基づいて、アフリカにおける三大感染症対策、寄生虫対策などの分野におけるアジア・アフリカ協力などを推進しています。

感染症対策への国際社会の取組は、G8九州・沖縄サミットを契機として、2002年の世界エイズ・結核・マラリア対策基金(GFATM(注97)、以下世界基金)の設立につながりました。日本はこれまでに総額

8億4,618万ドルを拠出し、また世界基金の設立当初から理事として世界基金の効果的、効率的運営のためにも貢献しています。

また、国連の「人間の安全保障基金」、国際NGOである国際家族計画連盟(IPPF(注98))の「HIV/エイズ日本信託基金」、国連教育科学文化機関(UNESCO(注99))の「人的資源開発信託基金」および「エイズ教育信託特別基金」、世界銀行の「日本社会開発基金」など、日本が資金拠出して設置した基金を通じてHIV/エイズをはじめとする多くの感染症対策を実施しています。

☞ 感染症以外の保健分野における取組については、70ページを参照してください。

注92：(出典)UNAIDS「2008年世界エイズまん延報告」(2008)

注93：(出典)UNAIDS「2007 AIDS epidemic update」(2007)

注94：(出典)WHO「世界結核対策報告2008」(2008)

注95：(出典)WHO「世界マラリア報告2008」(2008)

注96：HDI: Health and Development Initiative

注97：GFATM: Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria

注98：IPPF: International Planned Parenthood Federation

注99：UNESCO: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization

● HIV/エイズ

日本は、保健医療全体のシステム強化を念頭に置きつつ、HIV/エイズの感染予防、検査とカウンセリングサービス(VCT^(注100))の強化、検査・治療・ケア体制整備支援などに貢献しています。2007年度には、HIV推定感染率や患者数がアフリカ諸国の中でも上位にあるタンザニアに対して、無償資金協力を通じ、HIV検査キットの供与を行いました^(注101)。タンザニアにおいては、JICAの技術協力を通じて、国家エイズ対策プログラムに対する組織能力強化支援も行っており、相乗効果が期待されています。ま

た、2007年度は、ザンビア、セネガル、ジャマイカで新たな支援を開始しました。例えば、ザンビアでは、ザンビア大学教育病院ウイルス検査室や第三次病院、州立病院の検査室に対し、ザンビア政府が作成した「国家検査精度管理戦略」に沿ったHIV/エイズ検査精度管理システムの確立の技術協力を行っています。さらに、円借款による大規模インフラ整備事業の実施においては、移動労働者の雇用などによるHIV感染リスクの増大を踏まえた対策にも取り組んでいます。

● 結核

かつて結核は日本の感染症対策の中心であったことから、日本は、結核分野での研究・検査・治療技術の水準が高く、長年の蓄積を活かした開発途上国支援を行ってきました。2007年度には、直接服薬指導による短期化学療法を中心とした手法の普及を中心として、結核分野の国際的な協調に基づき策定された「Global Plan to Stop TB 2006～2015」に沿った協力を目指し、抗結核薬や検査機材の供与をWHOの結核対象重点国(High Burden Countries)など結核被害の深刻な国に対して重点的な協力を実施してきました。また、これまでも、アフガニスタン、パキスタン、ミャンマー、バング

ラデシュ、ザンビア、カンボジアなどに専門家を派遣し、現地の結核対策プログラムの運営体制の強化、検査能力向上のための研修・指導や指針作成支援などを実施しています。日本の協力はそのほかの国においても着実に成果を上げています。世界の80%の結核が集中している22の結核高負担国のうち中国、ベトナム、フィリピンの3か国が国際的な目標を達成していますが、これらは、日本がこれまで技術協力や無償資金協力などで協力してきた国々です。2007年度においても、NGOを通じて、ザンビアに対して結核対策の強化のための支援を行うなど、引き続き、結核問題に取り組んでいます。

● マラリア

深刻なマラリアに対する支援として、2007年度、日本は、ブルキナファソに対して約23万張の蚊帳を供与し、マラリア罹患率や死亡率を減少させるための支援を行いました。また、国連児童基金(UNICEF^(注102))などとも連携を推進しており、2007年末までに計約1,030万張を配布しました。UNICEFの試算によると、日本の支援による1,000万張の蚊帳配布によって、アフリカの5歳未満児(子ども)16万人の命を守ることができるといわれています。そのほかの2007年度の日本の取組としては、大洋州のソロモンに対し、効果的なマラリアの疾病管理体制が確立されるこ

とを目指し、適切な臨床および公衆衛生体制の確立とマラリア情報システムの利用、医療従事者の能力や技術の向上に向けた協力を行っています。

注100：VCT: Voluntary Counseling and Testing

注101：HIV/エイズ対策計画

注102：UNICEF: United Nations Children's Fund

● ポリオ

ポリオについては、全世界のポリオ根絶に向けた取組は最終段階を迎えています。西太平洋地域で2000年に世界保健機関(WHO^(注103))によるポリオ根絶宣言が出され、ポリオ流行国に指定されている国は、ナイジェリア、インド、アフガニスタン、パキスタンの4か国にまで減少しました。WHOは、これらポリオ流行国に集中的支援を行いポリオの根絶を目指しています。日本は、このWHOのポリオ撲滅戦略を踏

まえ、^{ユニセフ}UNICEFなどと協力しながらポリオ・ワクチン供与の支援を行っており、これら4か国を柱にこれら諸国からの感染拡大リスクが高い国などにおいて重点的取組を行いました。特に、2007年度は、ナイジェリアがアフリカで唯一の流行国であることや全世界のポリオ輸入株症例の8割以上が同国を原因とすることを踏まえ、ナイジェリアにおけるポリオ対策への取組を強化しました。

● 寄生虫症

最近、シャーガス病、ギニア・ウォーム症、フィラリア症、住血吸虫症などの「顧みられない熱帯病^(注104)」への対策の必要性について再び注目が集まっています。日本は、世界に先駆けて中米諸国でのシャーガス病対策に本格的に取り組む、媒介虫対策体制確立に向けた支援によって感染リスク減少の大きな成果を上げています。また、人体に寄生虫がとどま

り、長期的に健康や社会生活に被害をもたらすフィラリア症についても、WHOとの協力の下、2010年をめどとした大洋州地域、2015年をめどとしたバングラデシュでのフィラリア症撲滅に取り組み、駆虫剤と啓発教材の供与および青年海外協力隊員による啓発予防活動により、大幅な新規患者数の減少や非流行状態の維持に成果を上げてきています。

● 新興感染症、新型インフルエンザ

新興感染症の一つである鳥インフルエンザは、特にアジアにおいて深刻な被害をもたらしていますが、ウイルスが変異して新型インフルエンザが発生すれば、世界的な大流行をもたらすおそれがあります。日本は、2007年度、新たに6,900万ドルの鳥および新型インフルエンザ対策への支援を表明しました。その一環として、世界で最も鳥インフルエンザによる被害が大きな国の一つであるインドネシアに対して、日本は、鳥インフルエンザ診断能力向上のため、国立家畜疾病診断センターの改修および新設、診断機材操作説明および安全保護に関する指導を行うための無償資金協力を行っています^(注105)。また、保健所と連携して患者発生を監視、情報を共有する体制を築くための協力も行っています^(注106)。そのほかの取組としては、ASEAN、ASEM^(注107)と協力して、150万人分の抗ウイルス薬などを備蓄するとともにWHO、^{ユニセフ}UNICEFなどの国際機関を通じて、住民啓

発活動や早期警戒システム、迅速な封じ込め体制構築の支援などを行うとともに、国際獣疫事務局(OIE^(注108))を通じてアジア各国連携の下、家きん段階における鳥インフルエンザ防疫体制の強化を行っています。



(写真提供:AFP=時事)

注103：WHO:World Health Organization

注104：Neglected Tropical Disease

注105：鳥インフルエンザ等重要家畜疾病診断施設整備計画

注106：鳥インフルエンザ・サーベイランス強化プロジェクト

注107：Asia-Europe Meeting

注108：OIE:Office International des Epizooties / World Organisation for Animal Health

(3) 人口

< 現状 >

世界の人口は増加の一途をたどり、2050年には92億人に達することが見込まれています^(注109)。世界の人口平均増加率が年1.1%であるのに対して、一般的に開発途上国の中でも貧しい国ほど人口増加率が高く、人口増加が貧困・失業、飢餓、教育の遅れ、環境悪化などの問題に大きな影響を与えており、対応が急務となっています。例えば、一人当たりのGNIが700ドル前後のブルンジ、コンゴ民主共和国、

ギニアビサウでは、人口増加率はそれぞれ3.7%、3.1%、2.9%、となっています。人口問題には、人口の構成要因である一人ひとりの人間が、妊娠・出産にかかわる健康状態・権利を確保し、どのように子どもを産み育てるかという個人レベルの問題と、人口数の増加・減少による貧困、食料・水・エネルギー不足、環境劣化問題、人口移動といった国家レベルの問題の両面への対応が求められます。

< 日本の取組 >

日本は2007年度には国連人口基金（UNFPA^(注110)）に対して約40億円、国際家族計画連盟（IPPF^(注111)）に対して約15億円の拠出を行いました。これらの機関は、妊産婦の健康改善、母子保健の推進のために支援を行うほか、開発途上国の国勢調査など人口関連のデータ収集・分析、女性の能力強化、世界全体で12億人を超えるといわれる思春期の若者を対象とした啓発活動などを行っています。

また、2008年3月には、アフガニスタンの国勢調査実施準備のための設備支援を行ったほか、コートジボワール、シエラレオネ、エチオピアのUNFPA緊急支援プロジェクトに対し、緊急産科治療に必要な器具などを供与し、女性に対する医療・社会的心理支援を行いました。これは、出産への支援という妊娠・出産にかかわる健康状態・権利の重要な局面に関する支援といえます。

(4) 食料

< 実績 >

2007年度の実績は、以下のとおりです。

食糧援助：約160億円(35か国)

貧困農民支援：約57億円(18か国)

水産無償の実績：約46億円(6か国)

技術協力

専門家派遣：1人^(注112)

< 現状 >

世界には約8億5,000万人の飢餓にひんする人がいます^(注113)。このうち約3億5,000万人は子どもであり、6秒に1人の子どもが飢餓に関係する理由で亡くなっているといわれています^(注114)。ミレニアム開発目標(MDGs)では、2015年までに飢餓に苦しむ人口

の割合を1990年の水準の半数に減少させるとの目標が掲げられています。紛争、自然災害、経済危機の発生などにより、食料支援の必要性は高まっています。世界では、栄養不良に陥っている子どものうち、約1億7,000万人が学校で食事をとることができず、

注109：(出典)国連人口基金「2006年世界人口白書」(2006)

注110：UNFPA:United Nations Population Fund

注111：IPPF:International Planned Parenthood Federation

注112：農林水産省

注113：(出典)FAO「世界の食料不安の現状2004」(2004)

注114：(出典)FAO“The State of Food Insecurity in the World”(2006)

約1億3,000万人が学校に通っていません。

さらに、昨今の食料価格高騰は、途上国においてさらに飢餓・栄養不足に苦しむ人々を増加させています。FAOは、2007年の段階で7,500万人が新たに飢餓にひんしたと指摘しており^(注115)、世界銀行も、食料価格上昇により新たに貧困に陥った人口は約1億人に上るほか、飢餓人口も2008年段階で4,000万人増加すると推計しています^(注116)。また、食料価格

の高騰によって、飢餓人口の減少だけでなく、保健、教育、水・衛生などの分野においても深刻な影響が出ると危惧されています。したがって、食料価格高騰問題においては、食糧配給支援にとどまらず、社会的セーフティ・ネットの確保や食糧増産による需給バランスの改善など、多面的な施策につき包括的かつ一貫性のある取組が求められています。

＜日本の取組＞

食料不足に直面している開発途上国に対して食糧援助を行うとともに、開発途上国の食料生産性の向上に向けた努力を中長期的に支援する取組を並行して進めています。

食糧援助については、飢餓への対応として人道的見地から実施しており、アフリカなど食料不足に直面している国を対象として、2007年度には、食糧援助(KR^(注117))により、総額約160億円の支援を行いました。このうち、二国間支援を通じて、ネパール、エリトリア、カーボヴェルデ、ブルキナファソ、ハイチなどに対して72.8億円の支援を実施し、国連世界食糧計画(WFP^(注118))および国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA^(注119))経由では、東ティモール、ギニアビサウ、シエラレオネ、スーダン、パレスチナ自治区

などに対し86.8億円の拠出を行いました。特にWFPに対しては、2007年度はWFP経由で実施した二国間の食料援助を含め約1億2,000万ドルの拠出を行い、第5位の援助国となっています。

また、農業生産量の増大のためには、かんがい施設の整備や食料生産技術の向上のための技術協力なども重要です。最近では、ザンビアにおいて、干ばつ常襲地帯における地域・世帯レベルの食糧安全保障を強化するための食用作物の多様化に協力しています^(注120)。また、ウガンダでは、水資源を有効利用した持続的なかんがい農業技術を導入し米の生産量の増大を図る支援を行っています^(注121)。

農業・農村開発／水産に関する日本の取組については、74ページを参照してください。

● 食糧価格高騰問題

2007年の後半に入ってから特に顕著となった深刻な食料価格の高騰は、WFPなどの食糧支援事業などにも大きな影響を与えるほどになりました。この課題に対応するため、日本は積極的に緊急食糧支援に乗り出すとともに、G8議長国として、またホスト国として、様々な外交機会においてこの問題を取り上げ、国際社会による一致団結した対応を求めてきました。



(写真提供：AFP＝時事)

注115：(出典)FAO“Assessment of the World Security and Nutrition Situation”(2008)(2008年版The State of Food Insecurity in the World原案に基づくもの)

注116：(出典)World Bank“Rising Food and Fuel Prices: Addressing the Risks to Future Generations”(2008)

注117：KR:Kennedy Round

注118：United Nations World Food Programme

注119：United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East

注120：食糧安全保障向上のための食用作物多様化支援プロジェクト

注121：東部ウガンダ持続型灌漑農業開発計画

(5) 資源・エネルギー

< 実績 >

2007年度の実績は以下のとおりです。

有償資金協力(円借款):約1,298億円(8か国)

無償資金協力:約56億円(9か国)

技術協力

研修員受入:356人

専門家派遣:114人

< 現状 >

エネルギー問題は、貧困、持続可能な開発、環境問題といった様々な問題と関連する地球的規模の課題です。開発途上国では、電力など近代的なエネルギー・サービスを享受できない人々が約25億人いるといわれています^(注122)。近代的なエネルギー・サービスの欠如は、産業の未発達とそれに伴う雇用機会の喪失による貧困化、医療サービスや教育を受ける機会の制限など、経済・社会における生活の質的向上を妨げる要因となります。

今後、世界のエネルギー需要はアジアをはじめとする開発途上国を中心に増大することが予想されています。これに対し、エネルギーの安定供給や環境への適切な配慮なしには、エネルギー需給のひっ迫と価格高騰、二酸化炭素排出の増加といった問題が顕著になる可能性があり、ひいては開発途上国の持続可能な開発並びに日本および世界の経済・環境に影響が出ることが懸念されます。

< 日本の取組 >

開発途上国の持続可能な開発および日本自身のエネルギー確保の観点から、開発途上国におけるエネルギー供給のための協力を各国の事情に合う形で実施しています。具体的には、開発途上国に対する近代的エネルギー・サービス提供による貧困対策や、産業育成のための電力の安定供給に取り組んでいます。また、同時に、エネルギー・ロス改善、エネルギー利用効率化および再生可能エネルギーを活用した発電施設などのエネルギー関連インフラの整備といった、環境に配慮したエネルギー分野の協力も積極的に進めています。

 日本の気候変動対策については、[第Ⅰ部\(2ページ\)](#)を参照してください。

鉱物などの資源の大部分を海外に依存している日本においては、長期的かつ安定的な資源調達は将来の繁栄のためにも大変重要です。このような資源調達の多くは民間企業を通じて実施されています。このため、これらの企業の資源開発や生産などが円滑に行えるよう、政府開発援助を積極的に活用し、連携していくことが期待されています。

資源国に対しては、その国の外貨獲得源である資源開発を支援し、自立的発展の促進を図り、資源分野における関係強化を図っています。2007年度は、カンボジアのモンドルキリ州における小水力発電設備や送配電設備などへの無償資金協力を2006年度から引き続き実施しています^(注123)。カンボジアは過去の内戦の影響によって電力の発展が遅れたこともあり、この支援によって電力が安定的に供給され、州全体の経済発展を牽引することが期待されています。また、日本は、地方電化を通じた貧困削減と地域経済活性化を目指し、電化プロジェクトの契約管理、太陽光発電システムの運用手法能力の移転、エネルギー局地方電化課の業務運営・管理能力の開発などのための技術協力も行っています。例えば、マラウイでは、人口の約8割が生活する地方の世帯電化率がいまだ1%に満たない中、配電線の延伸や太陽光発電システムの普及によって地方電化を推進していくための技術移転や資金の管理運営能力向上支援に引き続き取り組んでいます。

注122：(出典)国際エネルギー機関「2006年世界エネルギー展望」(2006)

注123：モンドルキリ州小水力地方電化計画

(6) 防災と災害復興

< 実績 >

2007年度の実績は以下のとおりです。

有償資金協力(円借款):約604億円(6か国)

無償資金協力:約226億円

技術協力

研修員受入:338人^(注124)

専門家派遣:34人^(注125)

国際緊急援助

総額:約3億8,100万円

援助隊派遣:1件

緊急援助物資供与:22件

< 現状 >

地震、火山噴火、津波、暴風、豪雨、洪水、土砂災害、干ばつなどの災害は世界各国に様々な形で毎年のように発生しています。大規模な災害では、多くの人命や財産が奪われるだけでなく、経済や社会システム全体が長期にわたって深刻な影響を受けることがあります。特に、開発途上国の多くは災害に対してぜい弱であり、極めて深刻な被害を受けます。また、一般に貧困層が大きな被害を受けて災害難民となることが多く、衛生状態の悪化や食料不足な

どの二次的被害が長期化することが大きな問題となっています。

また、大規模災害への予防対策に万全を期すべく準備しても、大地震などの大自然の猛威に対しては、人類は無力である場合があります。このような大規模災害が起これば、多数の被災者が発生し早急な災害救援活動が必要となりますが、海外の地域には、災害の規模などにより自国のみでは適切な対応を行えない場合があります、国際協力が重要になります。

< 日本の取組 >

自らの過去の災害経験から培われた優れた知識や技術に基づき、緊急支援と並んで災害予防および災害復旧分野の重要性を強く認識しており、積極的な国際協力を行っています。特に、2005年に神戸で開催された国連防災世界会議において、国際社会における防災活動の基本的な指針となる「兵庫行動枠組2005—2015」が採択され、日本は国連と協力してその世界的な実施を推進しています。この会議において日本は政府開発援助による防災協力の基本方針などを「防災協力イニシアティブ」として発表し、制度構築、人づくり、経済社会基盤整備などを通じて、開発途上国における「災害に強い社会づくり」への自助努力を引き続き積極的に支援していくことを表明しました。日本は、同イニシアティブの着実な実施に努めています(2005年度:8.4億ドル、2006年度:8.2億ドル)。また、2005年のアジア・アフリカ首

脳会議では、防災分野に対して、5年間で25億ドル以上の支援を行うことを表明しました。防災・災害復興支援の強化を目的として創設された「防災・災害復興支援無償資金協力」を通じ、2007年度には、4地域7か国に対し支援の実施を決定しました。例えば、バングラデシュ北東部のモウルビバザールにおいて洪水の予報精度の向上、暴風雨・鉄砲水の適切な予警報発表を実現するための気象レーダー塔の建設、整備などの支援実施を決定しました^(注126)。2006年度も日本の無償資金協力により同国のコックスバザールにおいてレーダー整備を実施しており、これと併せてバングラデシュ気象局におけるサイクロンの監視能力のさらなる向上が図られることとなります。一方で、2007年11月にバングラデシュを縦断した大型サイクロンによって、南部沿岸部を中心に大きな被害が発生し、被災民に対する緊急無償資金協力と

注124：内訳：JICA(323人)、国土交通省(15人)

注125：内訳：JICA(26人)、国土交通省(8人)

注126：モウルビバザール気象レーダー設置計画

して、約4億2,600万円の支援を実施しました。2007年度の災害に対する緊急援助としては、ソロモン諸島(地震、津波)、メキシコ(大規模洪水、土砂災害)などにそれぞれ、緊急無償資金協力を行いました。

2004年のインド洋大津波により死者・行方不明者合わせて約8,500人に上る甚大な被害を受けたタイには、国家災害警報センターなどに対して、中央省庁と地方行政、コミュニティレベルにおける連携強化

と災害対応能力向上を目的とした技術協力を2006年度から2年間実施しました。その成果として、タイで初の「防災白書」の発行、国家防災計画の改訂、e-ラーニング教材の開発などが行われました。また、村レベルでも、コミュニティ防災マニュアルなどが整備され、ワークショップなどを通じて村人の災害対応能力の向上に活用されています。

● 国際緊急援助隊

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府または国際機関の要請に応じ、迅速に緊急援助を行う体制を整えています。人的援助として、被災者の捜索・救助活動を行う救助チーム、被災者に対して医療活動を行う医療チーム、災害応急対策などについて専門的な助言・指導などを行う専門家チーム、また特に必要があると認められる場合に派遣される自衛隊部隊の4つがあります。また、物的援助として、緊急援助物資の供与があり、被災者の当面の生活に必要な TENT、発電機、毛布などを海外4か所の倉庫に常時備蓄しており、大規模災害発生時に、迅速に被災国に供与できる体制を整えています。

最近では、2008年5月2日から3日にかけて、ミャンマー南部にサイクロンが上陸し、未曾有の被害をもたらしました(死者84,537名、負傷者19,359名、行方不明者53,836名(6月24日ミャンマー外務副大臣発表))。日本は、5月9日に当面の支援として、1,000万ドルを上限とする緊急支援を行うことを決定しました。また、ミャンマー政府からの国際緊急援助隊の派遣要請を受け、人道的観点から援助隊の派遣を決定し、医療チーム23名(5月29日～6月11日)をミャンマー南部のエーヤワディー管区ラブッタに派遣するとともに、3回にわたり合計約1億800万円相当の緊急援助物資を供与しました。医療チーム活動中は、テイン・セイン首相などミャンマー首脳が活動現場に視察に訪れ、激励と謝意表明がなされ、また、日本の医療チームの評判を聞きつけ、遠方から診療に訪れる患者が増えるなど、評価の高い活動となりました。

 ミャンマーにおける国際緊急援助隊医療チームの活動については、92ページのコラムも参照してください。

また、中国の四川省では、2008年5月12日にマグニチュード8.0の大地震が発生し、死者約7万人の甚大な被害が出ました。翌13日、日本は当面の支援として、総額5億円相当の無償資金協力および緊急援助物資の供与を決定しました。その一環として、中国政府による派遣要請を受け、日本政府は、救助チーム61名(5月15日～21日)および医療チーム23名(5月20日～6月2日)を中国四川省に派遣するとともに、約6,000万円相当の緊急援助物資の供与を行いました。救助チームは、四川省青川県および北川県において捜索・救助活動を行い、16名の遺体を収容しました。また、医療チームについては、四川大学附属華西病院において中国医療関係者とともに医療活動を行い、中国側医療スタッフとともに救急外来253名、入院患者283名の患者を診療しました。中国が歴史上初めて受け入れた海外からの救助隊である日本の救助チーム、さらに医療チームの活動は、中国や日本のメディアで大きく取り上げられました。これらに加えて、中国側から TENT などの救援物資について要請がなされたことから、5月30日には総



救助活動を行う国際緊急援助隊の救助チーム

(写真提供:時事)

額5億円を上限とする追加的支援を決定しました。
 なお、医療チームの活動中には、温家宝首相や楊
 潔篋^{けつち}外交部長がそれぞれ視察に訪れ激励と謝意
 表明がなされたほか、G8北海道洞爺湖サミットの際
 に訪日した胡錦濤^{こきんとう}国家主席からも日本の緊急援助

隊に対して直接感謝の意が表明されました。

 中国との関係については、109ページ
 も参照してください。

● 国際機関との連携

日本は、2006年に設立された世界銀行防災グロ
 ーバルファシリティ^(注127)への協力を行っています。こ
 のファシリティは、災害に対してぜい弱な低・中所得
 国を対象に、災害予防の計画策定などの能力向上
 および災害復旧を目的としています。日本は、同フ
 ァシリティに対し、3年間で600万ドルの資金を拠出し
 ています。

防災の重要性への認識の深まりを背景に、2006
 年の国連総会においては、各国と防災に関与する
 国連や世界銀行をはじめとした国際機関が一堂に
 会して防災への取組を議論する場として、防災グロ
 ーバル・プラットフォームの設置が決定され、2007年6
 月に第一回会合が開催されました。日本は、このプ
 ラットフォームの事務局である国連国際防災戦略

(UN/ISDR^(注128))事務局の活動を積極的に支援し
 ており、2007年10月には、兵庫事務所も設置されま
 した。

また、日本は、大規模災害発生時に、地球地図
 データを利用して被災地域の周辺図を作成し、国
 連人道問題調整部(UNOCHA^(注129))やJICAに提
 供しています。この地図により、開発途上国など地図
 整備が不十分な地域においても、災害発生初期に
 おいて被災地域の地理的特徴を広域的に把握し、
 災害対策などに利用することが可能となります。
 2008年度には、ミャンマーのサイクロンや中国四川の
 地震などの被災地域周辺について、地球地図デー
 タの道路、鉄道、土地利用、標高などの情報を組
 み合わせて作成した地図を提供しました。

注127：Global Facility for Disaster Reduction and Recovery

注128：UN/ISDR:United Nations International Strategy for Disaster Reduction

注129：UNOCHA:United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs

(7) テロ・海賊

< 現状 >

テロは、国境を越えて引き起こされ、国際社会全体に直接影響を及ぼす重大な地球的規模問題です。世界各国で頻発するテロ事件に見られるように、国際テロの脅威は依然として深刻です。また、テロは主体や手口が多様化する傾向にあり、その対策には、以前にもまして国際的な協調が必要です。テロの頻発は、観光、海外直接投資、貿易などを通じて、テロが発生した国の経済活動に重大な影響を与え

ます。そのため、開発途上国にとって、テロ対策を強化し、テロを未然に防止することは、開発を進める上でも重要です。

また、海賊行為についての対策も講じる必要があります。特に日本は、石油や鉱物などのエネルギー資源の輸入のほとんどを海上輸送に依存しており、周辺諸国における海賊対策は日本自身の平和と安定に直結します。

< 日本の取組 >

● テロとの闘い

国際的なテロを防止するためには幅広い分野において国際社会が一致団結し、息の長い取組を継続することが重要であるとの考えのもと、テロ対策の国際的な取組に積極的に参加しています。特に、テロリストにテロの手段を与えない、テロリストに安住の地を与えない、テロに対するぜい弱性を克服するという観点から、テロ対処能力が必ずしも十分でない開発途上国に対し、出入国管理、交通安全、テロ資金対策などの能力向上支援を実施しています。

日本と密接な関係にある東南アジア地域におけるテロを防止し、安全を確保することは、日本にとっても重要であり、重点的に支援を実施しています。具体的には、出入国管理、航空保安、港湾・海上保安、税関協力、輸出管理、法執行協力、テロ資金対策、CBRNテロ^{注130}対策、テロ防止関連諸条約などの分野において、セミナーの開催、研修員の受入など

を実施しています。

2007年7月には、東南アジア諸国などの危機管理能力向上を目的として、クアラルンプールにて日本主催による「化学・生物テロの事前対処および危機管理セミナー」を実施しました。さらに、東南アジア諸国などの出入国管理業務に携わる職員の能力向上と相互交流を図るため、1987年以来毎年「東南アジア諸国出入国管理セミナー」を開催しています。

また、2006年以降、テロ対策等治安無償資金協力が創設され、開発途上国でのテロ対策の支援を強化しています。さらに、2008年1月、タイ・ベトナム・カンボジアの税関職員に対し、テロ対策などの能力向上のための技術協力を行っています。これにより、テロ対策等治安無償資金協力によりカンボジアに供与された大型X線検査装置の運用強化が図られる見込みです。

● 海の安全

海に囲まれている日本にとって海の安全を保つことは、日本の繁栄という観点からも不可欠です。海賊活動の防止のためには、沿岸国の取締り能力向上を図るとともに、情報共有強化や人材育成が重要です。2007年度には、テロ対策等治安無償資金協力を通じ、国際的な主要航路の一つであるマラッカ海峡を含むマレーシア海域の海上保安体制を強化するため、マレーシアの海上法令執行庁に対し、



フィリピン沿岸警備隊関係者に対して海図の取扱いなどを指導している海上保安庁職員
(写真提供:JICA)

注130：化学(Chemical)、生物(Biological)、放射性物質(Radiological)、核(Nuclear)を用いた兵器はそれぞれの頭文字をとって、CBRN兵器と呼ばれ、これらを用いて行われるテロは、CBRNテロと呼ばれる。

レーザーカメラシステムなどの警備機材を補強するための支援^(注131)を行うとともに、引き続き、海上取締り能力の向上を目的とした専門家を派遣しています。

フィリピンとの間では、頻繁に発生する海難事故、タンカーなどの座礁による環境汚染、海賊行為、薬物の洋上取引に対する取組として、日本は、2002年度から2007年度までの間、フィリピン沿岸警備隊の

強化支援を行いました。具体的には、フィリピン沿岸警備隊の約2,000名に対し、逮捕術などの訓練、日本の海上保安庁との合同演習を含む海上救難能力強化セミナー、流出油防除技術の訓練、落水者の救助、全員退船訓練、自船・他船消火訓練などを行いました。

(8) 国際組織犯罪

< 現状 >

グローバル化やハイテク機器の進歩、人の移動の拡大などが進むに伴い、国境を越えて大規模かつ組織的に行われる国際組織犯罪は、治安維持に深刻な影響を及ぼしています。薬物や銃器の不正取引、詐欺・横領などの企業・経済犯罪、通貨などの偽造や資金洗浄(マネー・ロンダリング)などの金融犯罪、不法移民、女性や児童の人身取引などが挙げ

られ、近年、国際組織犯罪の手口は以前よりも一層巧妙化しています。このような国境を越える犯罪に対しては、一国のみの努力では対策に限りがあるため、各国による対策強化とともに、開発途上国に対する司法・法執行分野におけるキャパシティ・ビルディングなどにより、法の抜け穴をなくす努力が必要です。

< 日本の取組 >

● 麻薬対策支援

麻薬などの薬物問題は人々の生活や生存を直接脅かし、経済・社会の健全な発展を阻害する危険性を有する地球規模の問題であり、国際社会が協調して取り組んでいかなければなりません。また、国内対策の観点からも積極的に薬物対策支援を推進していく必要があります。

二国間支援としては、日本への薬物の供給源となっている薬物の密造地域などにおける薬物関連犯罪の防止や取締り能力向上への支援を行っています。日本は、NGOを通じた協力などによって、これらを支援しています。例えば、2007年度には、ベトナムに対して、薬物常習者の治療を行うためのセンター

建設に協力しました。また、中南米のコロンビアでは、麻薬代替作物導入のための職業訓練所の建設を行いました。

さらに、日本は、薬物・犯罪分野における国際的取組を促進するため設立された国連薬物犯罪事務所(UNODC^(注132))への支援を毎年行っており、薬物分野に対しては、2007年度は約195万ドルを拠出しました。この資金を利用し、東南アジアの国境における不正薬物取引の取締り強化、ケシ栽培を停止したミャンマーの農村地域の開発などのプロジェクトに対する支援を行いました。

● 人身取引問題対策支援

日本は、2004年に策定した人身取引対策行動計画に沿って様々な施策を実施しています。これまでに、14か国の先方政府、国際機関、NGOなどと人身取引の効果的な防止および撲滅に向け協議を行っており、2007年度は、ラオス、カンボジア、タイ、インドネシア、ルーマニアなどと協議を行いました。

また、人間の安全保障基金などを通じて、人身取引撲滅に向けた様々なプロジェクトを支援しています。さらに、2007年度には、国連薬物犯罪事務所(UNODC)の犯罪分野に拠出した5万ドルの中からタイの人身取引被害者対策を支援しました。

注131：海上警備強化機材整備計画

注132：UNODC:United Nations Office on Drugs and Crime

● 不法な人の移動の対策支援

国際組織犯罪における不法な人の移動に際しては、偽変造旅券が使用されるケースが多く見られます。日本は、東南アジア諸国・地域などの関係者による相互の協力関係の発展、技術向上、関係諸国・地域の出入国管理行政の的確化と円滑化を目標

としています。1995年以降2007年度においても、各国の出入国管理機関における偽変造文書の鑑識技術者とのセミナーを開催し、文書鑑識技術などについての意見交換や偽変造旅券の動向などについての情報共有を行っています。

4. 平和の構築

< 現状 >

冷戦後の国際社会では、民族・宗教・歴史などの違いによる対立から地域・国内紛争が多発しており、その被害者の大多数は、子どもを含む一般市民です。紛争は、難民や国内避難民を発生させ、人道問題や人権侵害問題を引き起こします。また、長年の開発努力の成果を損壊し、莫大な経済的損失を生み出すことから、紛争は避けねばなりません。平和と安定は、開発と発展の前提条件といえます。

< 日本の取組 >

政府開発援助大綱や中期政策においては、平和の構築を重点課題の一つとして掲げており、そのプロセスにおいて継ぎ目なく支援を行い、平和と安定を確保することを目指しています。具体的には、紛争下における難民支援や食糧支援などの人道支援や、選挙支援など和平(政治)プロセスに向けた支援を行い、紛争の終結を促します。そして、紛争終結後は、平和の定着に向けて、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰(DDR^(注133))への取組、治安部門の再建など、国内の安定・治安の確保のための支援を段階的に実施するとともに、難民や国内避難民の帰還、再定住への取組を進め、基礎インフラの復旧を行うなど、復興への道筋をつけます。さらに、定着した平和を確立し、次の紛争が起こらないよう、国家、経済、社会の再建に向けて、行政・司法・警察機能の強化、経済インフラや制度支援、保健や教育といった社会セクターへの取組を進めます。このような継ぎ目のない支援を行うため、国際機関経由の支援と、無償資金協力、技術協力、円借款とい

国際社会では、2005年、アナン国連事務総長(当時)報告を踏まえ、国連総会と安全保障理事会では、平和構築委員会の設立が共同決議されました。この委員会では、紛争状態の解決から復旧、復興および国づくりに至るまでの一貫したアプローチに基づき、紛争後の平和構築と復旧のための統合戦略の助言や提案を目的として活動しています。

う二国間の支援を組み合わせ対処しています。2007年度には、インドネシアに対して、紛争予防・平和構築無償資金協力として同国のアチェにおける紛争被害地域再生のため、既存の情報・カウンセリング・紹介サービスセンターを活用し、研修やカウンセリング、支援計画作成の支援を国際移住機関(IOM)経由で実施しました^(注134)。また、レバノン北部のパレスチナ難民キャンプであるナフル・エル・バーリド難民キャンプでは、国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA^(注135))を通じて、帰還難民の生活環境の改善や地域社会の能力構築にを目指し、シェルターなどの住宅支援やプレハブ校舎の建設などを実施しました^(注136)。

そのほかにも、日本は、これまでイラク、アフガニスタン、スーダン、カンボジア、スリランカ、コソボ、東ティモール、ネパールなどにおいて平和の構築への具体的な取組を行ってきており、今後とも、同分野に政府開発援助を活用した取組を積極的に行っていきます。

注133：DDR:Disarmament, Demobilization and Reintegration

注134：アチェにおける平和構築のための紛争被害地域再生プログラム(IOM経由)

注135：United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East

注136：レバノン北部におけるパレスチナキャンプ再建計画(UNRWA経由)

日本は、これまでの平和構築分野全般での取組が評価され、2007年6月、国連の平和構築委員会の議長に選出されました。2008年12月までの議長任期の間、日本は、国連の安全保障理事会や総会

をはじめとする諸機関との関係強化や、同委員会の検討、対象国への関心の喚起や支援の呼びかけなど、委員会の活動の強化と定着に努めました。

● 平和構築分野での人材育成

多様化・複雑化する平和構築の現場ニーズを捉え、2007年度、中長期的な視点から平和構築の現場で必要となる実践的な能力を備えた文民を育成することを目的として「平和構築分野の人材育成事業」を立ち上げました。2007年度は、日本およびアジア諸国からの研修員29名を対象に、①国内研修、

②海外実務研修、③就職支援—を3本柱とした研修事業を実施しました。現在、この研修を卒業した研修員の多くが平和構築の現場で活躍しています。

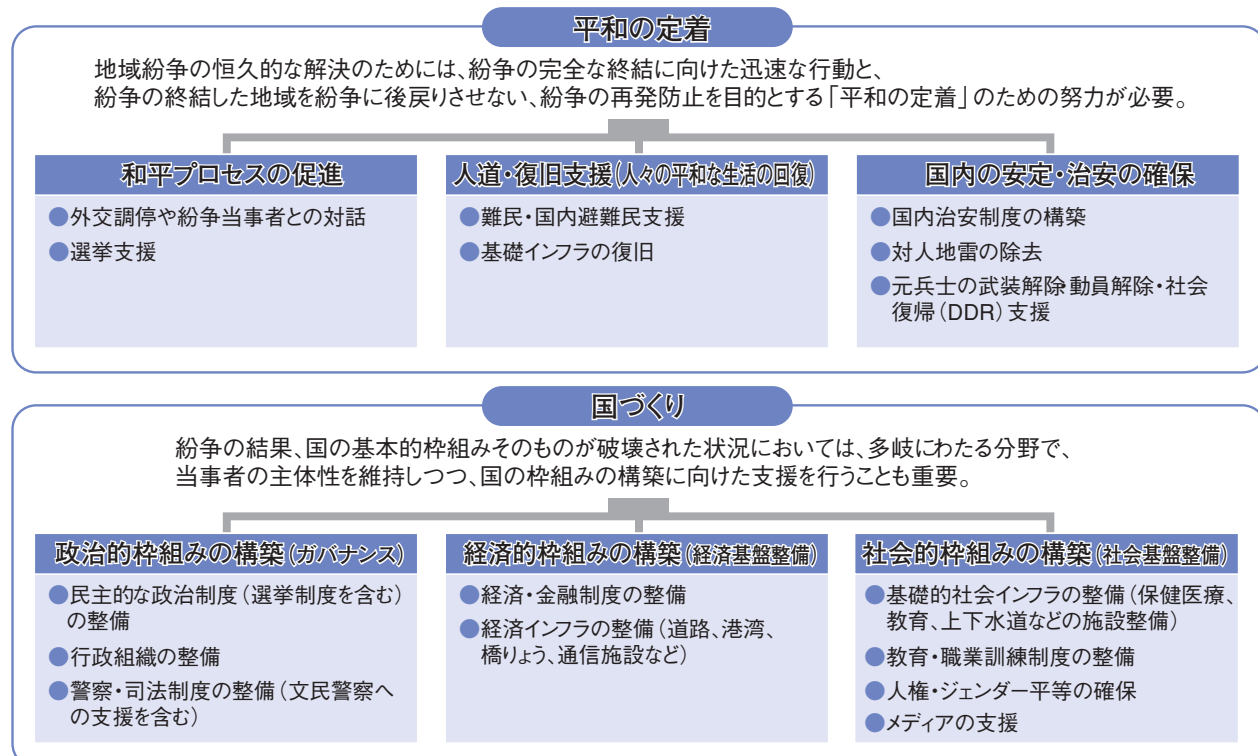
☞ 平和構築人材については、99ページの
コラムも参照してください。



平和構築分野の人材育成事業の国内研修の様子(広島市)

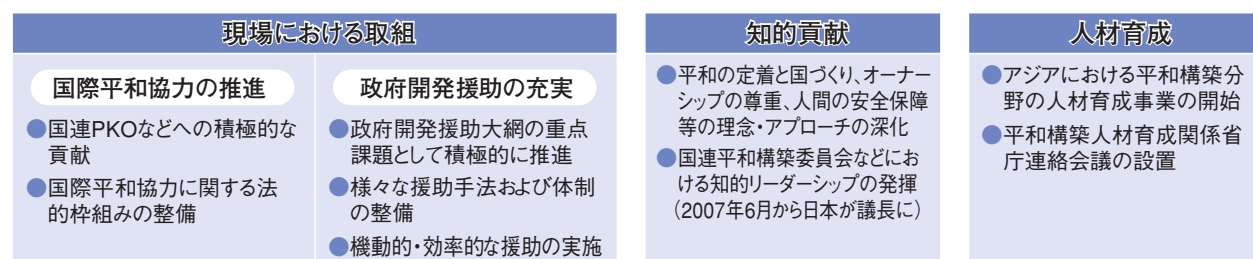
図表Ⅲ-12 平和構築概念図

平和構築 = 平和の定着 + 国づくり

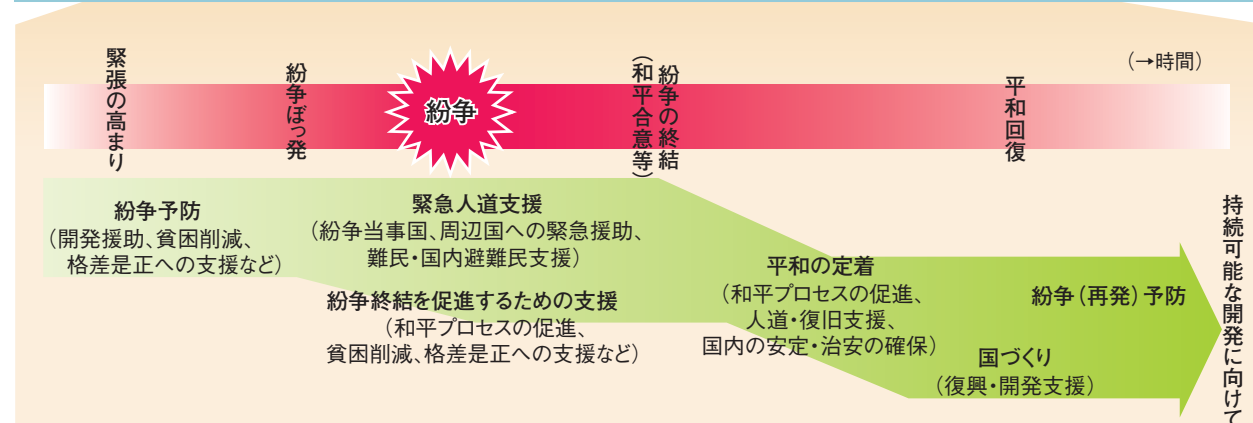


(「国際平和協力懇談会最終報告書」を基に作成)

平和構築分野での日本の取組



政府開発援助による平和構築支援 ～継ぎ目ない支援を目指して



(1) イラク

< 概要 >

日本を含む国際社会は、イラクの平和と安定を回復し、定着させるために、イラクの国づくりへの支援を進めています。イラクが主権・領土の一体性を確保しつつ、平和な民主的国家として再建されることは、イラク国民にとって、また、中東および国際社会の平和と安定にとって極めて重要であり、日本の国益にも直結します。

 中東地域の支援については、[120ページ](#)も参照してください。

イラクでは、2005年に実施された国民議会選挙の結果を受け、2006年に新政府が発足しました。2007年5月には、政治、治安、経済、社会などの広範な分野にわたるイラク政府と国際社会の協力の在り方を定めた「イラク・コンパクト」発足に関する閣僚級会合がエジプトで開催され、74の国・機関が参加しました。このような国際社会の幅広い支持の下で、イラク政府によるさらなる主体的かつ自律的な取組を国際社会が支援していくことが期待されます。

< 日本の支援 >

日本はこれまで、自衛隊派遣による人的貢献と政府開発援助による支援を「車の両輪」としてイラクの復興を支援してきました。自衛隊による支援については、陸上自衛隊が2004年初めから2006年7月まで、サマーワを中心に医療、給水、学校などの公共施設の復旧・整備といった人道復興支援活動などに従事しました。航空自衛隊による国連や多国籍軍の人員・物資の輸送活動については2007年度も実施されました。

政府開発援助では、無償資金による直接支援を2007年度末時点で16.9億ドル供与し、着実に実施しています。これまで行ってきた取組のうち、警察車両や消防車両の供与、サマーワ市ゴミ処理機材供与などの機材供与の9事業および移動式変電設備の供与、北部・中部の病院整備などの7事業は既に完了し、その成果が現地で実感されつつあります。2007年度には、紛争予防・平和構築無償資金協力を通じ、ファルージャ周辺住民50万人の母子保健サービス向上のため、ファルージャ母子病院の設置のための医療器材の供与などを国連開発計画(UNDP^(注137))経由で実施することを決定しました^(注138)。

イラクの復興が着実に進展するためには人材育成が重要です。日本は、様々な分野の研修事業を通じて、イラクの行政官や技術者に対する能力向上

支援を行っています。2007年度末までにエジプトやヨルダンといった周辺国や日本で研修を受けたイラク人は約2,400名に上ります。さらに、大きな課題である国民和解の促進のため、イラク各宗派・民族の代表を招へいし、国民融和セミナーを開催しています。また、日本は、2007年度、イラクから7名の国費留学生を受入れました。

円借款による支援については、イラク側との協議や各種調査を経て、2007年度末までに、電力・運輸・石油・灌漑などの分野で10案件、約21億ドルの供与が決定しています。また、債務問題については、2004年にパリクラブにおいてパリクラブ諸国保有分におけるイラク債務(総額約362億ドル)の80%を3段階で削減する合意が成立したことを受けて、2005年11月に日本が有する約76億ドルの債権(日本は第1位の債権国)を3段階に分けて合計80%削減する内容の交換公文が日本・イラク間で署名されました。債務削減スケジュールは国際通貨基金(IMF^(注139))支援プログラムと連動しており、2007年度末で第2段階まで進展しています。

 途上国の債務問題への日本の取組については、[64ページ](#)を参照してください。

注137：UNDP:United Nations Development Programme

注138：ファルージャ母子病院設置計画(UNDP経由)

注139：IMF:International Monetary Fund

● ムサンナー県における取組

サマーワを中心とするムサンナー県では、自衛隊の活動と連携し、総額2億ドル以上におよぶ草の根・人間の安全保障無償資金協力や緊急無償資金協力による支援を実施してきました。特に、安全な飲料水の提供、電力供給の安定化、基礎的な医療サービスの提供、衛生状態の改善、教育環境の改善、生活道路の確保、雇用機会の創出、安全な生活を送るための治安回復および人材育成を優先課題とし

て取り組んできました。また、円借款により、サマーワにおける橋りょうの新設や架替え、ムサンナー県における灌漑施設の復旧などを支援しています。

政府開発援助と自衛隊との具体的な連携事例としては、政府開発援助により供与した医療機材について、自衛隊医務官が使用方法などを指導したり、自衛隊が砂利舗装した道路を政府開発援助によってアスファルト舗装したことが挙げられます。

● 様々な連携による支援

イラク復興支援に当たっては、国際協調の促進が重要です。この考えに基づき、2003年のマドリードでのイラク復興国際会議で設立されたイラク復興信託基金に、日本は、最大の拠出国として、4億9,000万ドルを拠出しました。この基金に対する拠出を通じて、国連機関や世界銀行は、様々な復興事業を実施しています。

日本は、医療、教育、給水などの分野でNGOを通じた支援も行っており、ジャパン・プラットフォーム(JPF)にこれまでに約2,600万ドルを拠出しました(2007年度末現在)。この拠出により、ジャパン・プラットフォーム傘下のNGOが、イラク北部3県の国内避難民・帰還民に対する緊急支援事業、バグダッドの小中学校修復事業、北部地域における医療支援事業など、計22件の事業を実施してきました。

このほかにも、ジャパン・プラットフォームに入っていない日本のNGOや国際NGOに対しても支援を行っています^(注140)。日本のNGOを通じては、これまでサマーワ母子病院に対する新生児保育器などの医療機材の供与やサマーワ看護高等学校に対する教育



マーリキ・イラク首相と会談する橋本聖子外務副大臣

用機材の供与などを実施しました。また、国際NGOを通じては、バグダッドのヤルムーク教育病院への医薬品・医療品の供与やムサンナー県での給水車による給水活動などを実施しています。

注140：日本のNGOとしては「日本・イラク医学協会」、「東京財団」、「国際看護交流協会」、国際NGOとしては、ヨルダン「ハシミテ慈善財団」、「ケア・インターナショナル」、フランス「ACTED」に資金を供与している。

(2) アフガニスタン

< 概要 >

アフガニスタンは、20年以上にわたる内戦により、経済・社会インフラといった生活基盤そのものをはじめとして、国家の枠組みを形成する基本システムが破壊された状態が続いていました。同国においては、2001年9月11日に発生した米国同時多発テロ攻撃を受け、テロリズムの根絶に向けた国際社会の連帯において責任を果たべく国際的な協力が進められ

ています。2004年には、新憲法が制定され、大統領選挙も行われました。しかし、今後の復興・開発に不可欠の基礎的インフラの整備や麻薬依存経済からの脱却、地方への支援の拡大が課題とされており、アフガニスタン政府と国際社会は協働して同国の再生に取り組んでいます。

< 日本の支援 >

アフガニスタンへの支援による和平・復興への取組が世界全体の平和と安定、さらには、テロの根絶・防止にもつながるという考えに基づき、日本は一貫して支援を継続してきました。2002年には、「アフガニスタン復興支援国際会議(東京会議)」を主催し、45億ドル以上の国際社会からの支援を確保した上、最大5億ドルの支援を表明しました。その後の様々な会議において、追加支援を表明し、2008年7月末までに、総額約14.5億ドルの支援を行っています。2008年度の動向として、2008年6月のアフガニスタン支援国会合(パリ会合)では、当面の間の支援として、新たに5.5億ドルの支援を表明し、プレッジ総額は20億ドルとなりました。

日本のアフガニスタン支援は、政治プロセス・ガバナンス、治安の維持、復興の3つの柱から成り立っています。政治プロセス・ガバナンスに対する支援については、国家の枠組みを形成する基本システムの回復を目的にしています。例えば、暫定政権への行政経費支援や、2004年10月の大統領選挙とそれに続く2005年9月の議会選挙における監視支援などが挙げられます。治安の改善に対する支援については、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰(DDR^(注141))、地雷対策、警察支援など、平和の定着に必要な治安回復のための支援を行っています。特に、DDRプロセスは、日本が主導的な立場で協力し、2005年には、約6万人の元兵士の武装解除・動員解除が、また2006年には動員解除された元兵士の社会復帰

支援が終了し、2007年度現在においてはDDRの枠組外であった非合法武装集団の解体(DIAG^(注142))を支援しています。

復興支援は、緒方貞子アフガニスタンに関する総理特別代表(当時)の2002年のアフガニスタン訪問を踏まえた提言(緒方イニシアティブ)を踏まえて実施しています。現在のアフガニスタンは、緊急人道支援を要する段階から復旧・復興支援の段階を経て、本格的な開発支援を必要とする段階に移行しつつあり、アフガニスタン国家開発戦略(ANDS^(注143))に沿って着実に実施しています。日本は、アフガニスタンの持続的開発のため、同国の主要基盤産業であり、最大の従事者数を抱える農業の活性化を目指した地方総合開発およびインフラ整備を行っています。また、長年の戦乱により破壊された国の教育システム



(写真提供:EPA=時事)

注141：DDR:Disarmament, Demobilization and Reintegration

注142：DIAG:Disbandment of Illegal Armed Groups

注143：ANDS:Afghanistan National Development Strategy

の再生に向けて、日本は、2006年度以降、JICAを通じて識字教育の強化を行っています。2007年度には、紛争予防・平和構築無償資金協力として、^{ユネスコ} UNESCOを通じ、アフガニスタンの9県を対象に、識字能力強化のための識字教材開発、識字センターなどの建設、識字用トレーナーの育成などを支援しました^(注144)。また、日本は、2007年度、アフガニスタンから46名の国費留学生を受入れました。

一方で、2008年8月、日本のNGOに所属する邦人職員が殺害されるなど、アフガニスタンでは、予断を許さない治安状況が続いています。このような状況においても、日本は国際的な役割を果たすべく、援助関係者の安全確保に特に注意しつつ、同国に対する様々な支援活動を行っています。

 援助関係者の安全確保については、158ページを参照してください。

● 広域的な連携

中長期的なアフガニスタンの発展に向け、幹線道路建設などのインフラ整備、行政官などの人材育成、医療・教育支援なども行っています。また、中央アジアなど周辺諸国との連携をも見据えた開発が必要という観点から、アフガニスタンとその周辺国を対象とした地域開発を重視しています。

日本は、北大西洋条約機構(NATO)加盟各国の地方復興チーム(PRT^(注145))と連携しつつ、初等教育、職業訓練、保健・医療、水・衛生の分野での活動を実施するNGOなどに対し、草の根・人間の安

全保障無償資金協力を行う枠組みを構築し、2007年度末までに7つのPRTと連携し、19件の事業を実施しています。2007年12月には、NATO側の窓口たるカブールのNATO文民代表部への連絡調整員を指名し、PRTと連携した上記取組を強化しています。また、2008年2月には、アフガニスタン共同調整モニタリングボード会合を東京で開催し、その機会にアフガニスタン・パキスタン国境地域の安定化のための支援、識字教育、国境管理などのための総額1億1,000万ドルの対アフガニスタン支援を表明しました。

(3) スーダン

< 概要 >

スーダンは、アフリカ最大の面積を誇ります。ナイル川の水利を制し、紅海の自由航行にも影響を及ぼすため、その安定は、アフリカ全体にとっても重要です。

 アフリカ地域全般の「平和の定着」については、第Ⅱ部第2章(34ページ)を参照してください。

1983年以降南北内戦が継続してきたスーダンですが、2005年1月に南北包括和平合意(CPA)が成

立し、暫定憲法が公布されるなど、和平に向けた本格的なプロセスが開始されています。しかし、約500万人にも上る国内避難民、経済・社会基盤の破壊、武器拡散や地雷、多数の元兵士の存在などのように内戦の傷跡も残っています。また、西部ダルフル地域では、反政府武装勢力の活動が継続しており、政府の鎮圧活動と併せ、地域の開発と安定の阻害要因となっています。

< 日本の支援 >

ノルウェーのオスロで2005年に開催されたCPA履行前期(2005年～2007年)を対象とする支援国会合において、日本は当面1億ドルの支援を表明し、2007年度末までに約2億ドルの支援を実施しました。

国際機関や日本のNGOと積極的に連携しなが

ら、日本は、難民や国内避難民の帰還・再統合支援、地雷・不発弾の除去活動、水供給関連施設整備、小児感染症対策などの医療支援、食料支援などを行っています。2007年度のスーダンに対する支援としては、世界食糧計画(WFP)を通じて、二度の

注144：アフガニスタン・イスラム共和国における識字能力強化計画(UNESCO経由)

注145：PRT:Provincial Reconstruction Team PRTとは、NATO各国が派遣している軍人および文民復興支援要因から構成される組織で、アフガニスタン各地において治安改善と復興支援を同時に推進することによって復興開発支援の成果を上げ、アフガニスタン政府の影響力の地方拡大を支援している。

食糧援助を実施したほか、難民や国内避難民の帰還や物流促進などのため、南部スーダンにおける道路の修復を行いました^(注146)。また、UNICEFを通じてスーダン全土を対象にポリオワクチンや蚊帳の供与などの感染症予防対策を実施しました^(注147)。さらに、UNHCRを通じて、ダルフル地方において一次居住施設(シェルター)や井戸、小学校の建設など

難民、国内避難民の保護や帰還促進のための支援を行いました^(注148)。さらに、教育環境の改善、国内避難民などの南部スーダンへの帰還促進のための小学校や教員養成校の建設、学校用機材の調達などについても、UNHCRを通じて支援しています^(注149)。

● ダルフル問題

ダルフル問題に関しては、国連安全保障理事会や国際刑事裁判所(ICC^(注150))においても取り上げられているほか、2007年のドイツでのG8ハイリンゲンダムサミットにおいても懸念が表明されるなど、国際社会の大きな懸案となっています。日本は、この問題解決に向け、国連安全保障理事会と歩調を合わせ、スーダン政府を含む関係者の具体的努力を引き続き働きかけています。日本は、人道支援の実施に加

え、この問題解決のために主導的な役割を果たしているアフリカ連合(AU)の活動などに2007年度末までに総額約8,500万ドルの支援を行っています。

スーダン支援は、日本が対アフリカ政策の重要な柱として強調する「平和の定着」に対する支援の一例であり、今後も同国の平和の定着に向け、引き続き努力していく考えです。



(写真提供:AFP＝時事)

注146：南部スーダンにおける道路修復および地雷除去計画(WFP経由)

注147：スーダン共和国における小児感染症予防計画(UNICEF経由)

注148：ダルフルにおける難民およびスーダン国内避難民の帰還および再統合並びにキャンプ運営支援計画(UNHCR経由)

注149：南部スーダンにおける教育施設建設計画(UNHCR経由)

注150：ICC:International Criminal Court

(4) 対人地雷・小型武器

< 現状 >

かつて紛争中であった地域に埋設されている対人地雷や、このような地域にまん延している非合法小型武器は、子どもを含む一般市民にも無差別に被害を与えています。これは人道上極めて重大な問題であるとともに、市民による復興・開発活動を妨げ、

また新たな紛争の原因となることもあります。平和構築の観点から、地雷除去や小型武器の回収・廃棄への支援、地雷被害者の能力強化など、国内安定や治安確保への支援に特段の配慮を払った支援が必要になります。

< 日本の取組 >

● 対人地雷対策支援

日本は、2004年の対人地雷禁止条約(オタワ条約)の第1回検討会議以降、アジア・中東・アフリカ地域に力点を置きながら、①「平和の構築」への貢献、②「人間の安全保障」の視点の重視、③産官学民の連携およびその一環としての技術開発への取組—という3原則に従った地雷対策支援を実施しています。

2008年3月、紛争予防・平和構築無償資金協力から約924万ドルを供与し、アフリカ中央部や東部のスーダン、コンゴ民主共和国、チャドの3か国において、地域住民の安全と地域の復興の進展を目的に、埋設地域の調査、住民地域の地雷除去、および地雷回避教育への支援を決定しました。地雷除去活

動の安全性や効率性の改善のため、日本の先端技術を活用した探知・除去技術の開発にも取り組んでいます。また、アンゴラでは、日本企業とNGOの協力による地雷除去の試みが行われています。2007年度には、研究支援無償資金協力として、カンボジアに対し、日本の先端技術を活用した地雷除去機について、カンボジア地雷対策センターによる認証試験の実施を支援しています(注151)。この支援を通じて、カンボジアの地雷埋設環境に適した地雷除去活動支援機材が開発され、手作業による地雷除去活動の危険が大幅に軽減されるとともに、より迅速かつ広範な地雷除去活動の実施が期待されます。

● 小型武器対策支援

非合法に流通している小型武器の削減を目指した現場での取組として、日本は、武器を放棄した地域に対して道路や井戸、学校などのインフラや施設の修理、建設を整備し、開発による武器回収を目指したプロジェクトを支援しています。例えば、カンボジアでは、2003年から2007年9月末までに2万8,000丁を超える小型武器の回収という成果を上げています。また、小型武器の被害が特に深刻なアフリカに対しては、2008年2月、ガーナのコフィー・アナン国際平和維持センターの訓練プログラムに対して、紛争予防・平和構築無償資金協力をUNDP経由で3億円以上の拠出を決定するなど、支援の強化に努めています(注152)。

さらに、小型武器対策の取組として、非合法的な武器の流入の摘発・防止など規制の実効性を担保するための関連法制度の整備支援や法執行機関への能力構築支援、元兵士や元児童兵の武装解除・社会復帰事業、小型武器専門家によるセミナーの開催などを実施しています。例えば、2007年度には、長年にわたり内戦下にあったルワンダの障害を持つ除隊兵士に対して、コミュニティに復帰できるための技能習得による経済的・社会的自立の促進および技能訓練センターの能力強化を目的とした支援(注153)を実施しています。小型武器に関連するこのような取組の実績は、2007年度末までに総計約411億円となっています。

注151：第二次地雷除去活動支援機材開発研究計画

注152：西アフリカ諸国経済共同体諸国の小型武器対策計画(UNDP経由)

注153：障害を持つ除隊兵士の社会復帰のための技能訓練プロジェクト